

上山市下水道施設包括的管理等事業

事業契約書（案）

令和 8 年 3 月 31 日

（令和 8 年 5 月 29 日修正）

上山市

上山市下水道施設包括的管理等事業
事業契約書

- 1 件名 上山市下水道施設包括的管理等事業
- 2 事業場所 山形県上山市全域
- 3 契約金額 金〇〇円
(うち消費税及び地方消費税額は〇〇円)
ただし、この契約条項に定めるところにしたがって金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 4 契約期間 本契約の締結の日から令和 19 年 8 月 31 日まで
- 5 契約保証金 第 4 条に規定するとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

上山市（以下「当市」という。）と〇〇（以下「民間事業者」という。）は、上山市下水道施設包括的管理等事業（以下「本事業」という。）について、各々対等な立場における合意に基づいて、この契約条項に定めるところにしたがい、公正な契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書の原本 2 通を作成し、当市及び民間事業者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

当市 山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号
上山市長 山本幸靖 印

民間事業者 [所在地]
[名称]
[代表者 役職 氏名] 印

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (本契約の目的及び解釈)	1
第2条 (公共性及び民間の趣旨の尊重)	1
第3条 (本事業の概要)	1
第4条 (契約の保証)	1
第5条 (契約の構成及び優先関係)	2
第6条 (当市の責任等)	3
第7条 (民間事業者の責任等)	3
第8条 (民間事業者の誓約事項等)	3
第9条 (許認可及び届出等)	5
第10条 (起債・補助金等申請への協力)	6
第11条 (当市が実施する業務との調整等)	6
第12条 (総括責任者及び業務責任者等の配置)	6
第13条 (監督職員)	7
第14条 (措置請求)	7
第15条 (貸与品)	8
第16条 (関係者協議会)	8
第17条 (業務の実施に係る契約等)	8
第18条 (事業期間中の保険)	9
第19条 (事業実施計画書)	9
第20条 (年間運営計画書)	9
第21条 (その他提出書類と当市の説明要求)	9
第2章 運転維持管理業務等	10
第1節 引継ぎ期間の業務	10
第22条 (引継ぎ期間の業務)	10
第23条 (運転維持管理業務等開始前の施設機能確認)	11
第24条 (業務実施体制の整備)	11
第25条 (運転維持管理業務等の開始条件)	12
第26条 (運転維持管理業務等の開始遅延)	12
第2節 運転維持管理業務等の実施	13
第27条 (運転維持管理業務等の実施)	13
第28条 (運転維持管理業務等に係るユーティリティ及び消耗品等)	13

第29条	(運転維持管理対象施設の修繕業務)	13
第30条	(場所の貸与)	14
第31条	(臨機の措置)	15
第32条	(当市又は民間事業者に発生した損害等)	15
第33条	(第三者に発生した損害等)	15
第3章	処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務	16
第1節	総則	16
第34条	(処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務の実施)	16
第2節	ストックマネジメント計画作成業務	16
第35条	(ストックマネジメント計画の作成)	16
第36条	(改築実施基本協定)	17
第3節	設計業務	17
第37条	(設計業務の実施及び年度実施協定(設計業務))	17
第38条	(設計業務の完了)	18
第39条	(当市の請求による設計図書の変更)	19
第40条	(民間事業者の請求による設計図書の変更)	19
第4節	改築工事業務	19
第41条	(改築工事業務の実施及び年度実施協定(改築工事業務))	20
第42条	(本事業用地)	20
第43条	(出来高検査)	21
第44条	(検査及び引渡し)	22
第45条	(改築工事業務完了確認手続)	22
第46条	(本件各工事期間の変更)	23
第47条	(工事の一時停止)	23
第48条	(本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等)	23
第49条	(第三者に発生した損害等)	23
第50条	(引渡し前の使用)	24
第51条	(本件各工事の遅延)	24
第52条	(契約不適合責任)	25
第53条	(性能保証)	26
第4章	附帯事業	27
第54条	(附帯事業)	27
第5章	任意事業	27
第55条	(任意事業)	27
第6章	モニタリング	27
第56条	(モニタリング)	27

第7章 対価の支払	28
第57条 (対価の支払)	28
第58条 (対価の改定)	28
第59条 (前払金)	29
第60条 (保証契約の変更)	30
第61条 (前払金の使用等)	30
第8章 契約期間及び契約の終了	31
第62条 (契約期間)	31
第63条 (民間事業者の債務不履行等による契約解除)	31
第64条 (当市の債務不履行による契約解除)	32
第65条 (当市の任意による契約解除)	33
第66条 (当市の損害賠償請求等)	33
第67条 (民間事業者の損害賠償請求等)	34
第68条 (各改築対象施設に係る解除の効力)	35
第69条 (運転維持管理業務等に係る解除の効力)	36
第70条 (期間満了による契約の終了)	37
第71条 (保全義務)	38
第72条 (引継ぎ書類等の引渡し等)	38
第9章 法令変更・不可抗力	38
第73条 (法令変更の場合の通知等)	39
第74条 (法令変更に関する協議及び損害の負担等)	39
第75条 (法令変更による契約の終了)	39
第76条 (不可抗力の場合の通知等)	40
第77条 (不可抗力に関する協議及び損害の負担等)	40
第78条 (不可抗力への対応)	40
第79条 (不可抗力による契約の終了)	40
第10章 特許権、著作権等	41
第80条 (特許権等の使用)	41
第81条 (特許権等の実施権及び使用权の付与)	41
第82条 (著作権の譲渡等)	42
第83条 (著作権の侵害防止)	42
第11章 その他	42
第84条 (条件変更等)	43
第85条 (当市の請求による要求水準書の変更)	43
第86条 (民間事業者の提案又は請求による要求水準書の変更)	44
第87条 (プロフィットシェア)	44

第88条	(公租公課の負担)	44
第89条	(遅延利息)	45
第90条	(金融機関との協議)	45
第91条	(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)	45
第92条	(契約上の地位の譲渡等)	46
第93条	(管轄裁判所)	46
第94条	(疑義に関する協議)	46
第95条	(その他)	46
別紙1	用語の定義集(五十音順)	47
別紙2	民間事業者が加入すべき保険等	53
別紙3	改築実施基本協定	54
別紙4	年度実施協定(設計業務)	57
別紙5	年度実施協定(改築工事業務)	59
別紙6	契約不適合責任に係る保証書	61
別紙7-1	対価の構成及び支払方法	63
別紙7-2	サービス対価Aの算出方法	72
別紙7-3	支払表	75
別紙8	法令変更による損害等の負担割合	76
別紙9	不可抗力による損害等の負担割合	77
別紙10	特許権等	78

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めのある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別紙1において定められた意味を有する。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照のための便宜のものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(公共性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条 民間事業者は、本事業の対象である下水道事業が高度な公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 当市は、本事業が民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウ等を活用し、将来にわたって持続可能な下水道事業の確立を図ることを目的として実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
- ①処理場施設等運転・維持管理業務
 - ②処理場施設等更新・耐震化業務
 - ③管路施設維持管理業務
 - ④管路施設更新支援業務
 - ⑤浄化槽管理業務
 - ⑥附帯事業
 - ⑦任意事業
- 2 民間事業者は、法令等を遵守の上、本契約、募集要項等及び提案書類にしたがって、善良なる管理者の注意義務をもって、前項各号に掲げる業務を実施し、本事業を遂行しなければならない。

(契約の保証)

- 第4条 民間事業者は、次項各号の期間中、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を当市に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払を保証する銀行、当市が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「保証事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下本条において「保証の額」という。）は、次の各号に定める期間中、次の各号に定める金額の合計額としなければならない。なお、期間が複数重なる場合には、重なる期間中は各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 事業期間中

当該年度のサービス対価 B、サービス対価 C 及びサービス対価 F の支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本条において「運転維持管理保証基準額」という。）の 10 分の 1 以上

(2) 改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中

一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中、当該改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価 A の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本条において「各工事保証基準額」という。）の 10 分の 1 以上

3 民間事業者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 66 条第 3 項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、民間事業者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 第 2 項各号に規定する各期間中に運転維持管理保証基準額又は各工事保証基準額の変更があった場合には、同項第 1 号については保証金額が変更後の運転維持管理保証基準額の 10 分の 1 に達するまで、同項第 2 号については保証金額が変更後の各工事保証基準額の 10 分の 1 に達するまで、当市は、保証の額の増額を請求することができ、民間事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

(契約の構成及び優先関係)

第 5 条 本契約は、募集要項等及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

- 2 本契約、要求水準書、その他募集要項等、提案書類の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。
- 3 前項において同順位で適用される各書類間で疑義が生じた場合は、当市及び民間事業者間において協議の上、決定するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、提案書類に記載された性能又は水準の内容が、要求水準書に記載されたそれを上回るときは、その限度で提案書類の内容を優先するものとする。

(当市の責任等)

第6条 本事業により行う下水道法(昭和33年法律第79号)上の責任は当市が負担する。

- 2 前項に定めるほか、当市は、運転維持管理対象施設の改築又は新たな設備の導入等を民間事業者と協議の上で実施することができる。この場合において、協議開始から30日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、当市は、当市の決定にしたがって、当該改築又は設備の導入等に伴って必要となる要求水準書の変更を指定するとともに、当該改築又は設備の導入等を行う。
- 3 前項の当市による運転維持管理対象施設の改築又は新たな設備の導入等に起因して本事業の実施に要する費用の増減がある場合、当市又は民間事業者は相手方に対してサービス対価の変更を請求することができる。サービス対価の変更額については、当市が民間事業者と協議により定めるものとする。
- 4 前3項に定めるほか、当市及び民間事業者の責任負担は募集要項等に定めるところによる。

(民間事業者の責任等)

第7条 民間事業者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとし、本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約において特に当市が負担するものと定める費用を除き、全て民間事業者が負担する。

- 2 本事業に関する民間事業者の資金調達は、全て民間事業者が自己の責任及び費用において行うものとする。
- 3 本契約に別段の定めのある場合を除き、民間事業者の本事業実施に関する当市による請求、勧告、通知、確認、承諾若しくは立会い又は民間事業者から当市に対する通知、報告若しくは説明を理由として、民間事業者は、いかなる本契約上の民間事業者の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承諾若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、当市は何ら責任を負担しない。

(民間事業者の誓約事項等)

第8条 民間事業者は、当市に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を維持することを誓約する。

- (1) 民間事業者が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。
 - (2) 民間事業者の本店所在地は、上山市内であること。
 - (3) 民間事業者の資本金は〔提案金額による〕円以上であること。
 - (4) 民間事業者の定款に、本事業を遂行することのみを目的として定めていること。
 - (5) 民間事業者の定款に、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで（民間事業者設立の日の属する事業年度においては民間事業者設立の日から最初に到来する 3 月 31 日まで）とする定めを置いていること。
 - (6) 民間事業者の定款に、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限の定めを置いていること。ただし、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項ただし書にある別段の定めを置いてはならないこと。
 - (7) 民間事業者の定款に、会社法第 108 条第 2 項各号に定める種類株式に関する事項及び同法第 109 条第 2 項に定める株主毎に異なる取扱いを行う旨の定めを置いていないこと。
 - (8) 民間事業者の定款に、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 2 項ただし書にある別段の定め及び募集新株予約権の割当てに関する同法第 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを置いてはならないこと。
 - (9) 民間事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の定めを置いていること。
- 2 民間事業者は、事業期間中、次の各号に定める義務を負うものとする。
- (1) 本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、当市の事前の書面による承諾を得て、附帯事業又は任意事業を行う場合は、この限りでない。
 - (2) 定款及び商業登記簿謄本の内容を変更し、又は株主構成が変更された場合（ただし、基本協定書に定めるところにより、当市の承諾が必要である場合は、その承諾を得た場合に限る。）、変更後の定款の原本証明書付きの写し又は商業登記簿謄本の全部事項証明書を添えてその変更内容を当市に報告しなければならない。ただし、合理的な理由なく、定款を変更してはならない。
 - (3) 当市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業の譲渡若しくは譲受、株式の併合、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付等、民間事業者の会社組織上の重要な変更を行ってはならない。
 - (4) 本議決権株式について、株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について当市の事前の書面による承諾を得ていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認する取締役会決議を行ってはならない。
 - (5) 本議決権株式について、当市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本議決権株式の株主以外に割り当てる方法により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行をしてはならない。当市の事前の書面による承諾を得た上で、本議決権株式について本

議決権株式の株主以外に割り当てる方法により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行をする場合は、当該株式等の取得予定者をして、基本協定書別紙5の様式による株主誓約書をあらかじめ当市に提出させるものとする。

- 3 民間事業者は、事業期間中、次の各号に定める書類の提出義務を負うものとする。
 - (1) 民間事業者は、事業期間中、各事業年度の6月末日まで（ただし初年度は本契約締結後30日以内）に翌事業年度の予算の概要を、当市に提出しなければならない。なお、当市は、当該予算の概要を公開することができる。
 - (2) 民間事業者は、事業期間中、各事業年度終了後最初に到来する6月末日までに当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成し、監査役及び会計監査人による監査を受けた上で、当市に提出しなければならない。なお、当市は、当該計算書類等を公開することができる。
- 4 民間事業者は、本契約に規定する民間事業者の義務の履行が終了し、かつ本契約終了後1年を経過する日まで解散してはならない。ただし、第69条第13項（第70条第3項により準用する場合を含む。）に定める改修等の義務を当市が承諾する者に引き受けさせたときはこの限りでない。

（許認可及び届出等）

- 第9条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、民間事業者が自己の責任及び費用により取得して維持し、又は作成して提出するものとする。また、民間事業者が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、民間事業者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、当市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、当市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について民間事業者の協力を求めた場合には、民間事業者はこれに応じるものとする。
- 2 当市は、民間事業者が当市に対して書面により要請した場合、民間事業者による許認可の取得について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
 - 3 民間事業者は、第1項ただし書に規定する場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。）を負担するものとする。
 - 4 当市が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は当市が第2項の協力を怠ったことにより民間事業者が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、当市は、民間事業者に対し、当該遅延により民間事業者が生じた損害を合理的な範囲で賠償する。
 - 5 民間事業者は、本事業の実施に係る許認可の原本又は提出書類の写しを保管し、当市の要請があった場合には、原本を提示し、又は写し（原本があるものは原本証明付とする。）を当市に提出するものとする。

(起債・補助金等申請への協力)

- 第10条 民間事業者は、当市による本事業に係る起債、交付金又は国補助金等の申請について、書類作成等への協力を行うものとする。
- 2 民間事業者の責に帰すべき事由により、民間事業者が前項の規定にしたがい作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、民間事業者は、当市に対し、当該遅延により当市に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。）を賠償するものとする。
- 3 前項の場合を除き、当市が行う本事業に係る起債、交付金又は国補助金等の申請に関して損害が発生した場合の責任は、当市が負うものとする。

(当市が実施する業務との調整等)

- 第11条 民間事業者は、本事業に関連して当市がその責任及び費用において行う運転維持管理対象施設に係る業務、当市が管理するその他の水道施設、下水道施設の運転維持管理等又は関連工事と、本業務が密接に関連する場合において、当市が必要があると認めるときは、スケジュールの調整その他当市の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。
- 2 前項の協力及び便宜の提供に要する費用は、民間事業者の負担とする。

(総括責任者及び業務責任者等の配置)

- 第12条 民間事業者は、本契約の締結後速やかに、募集要項等及び提案書類にしたがって、総括責任者、業務責任者、その他本事業の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。以下本条において同じ。）を配置し、総括責任者及び業務責任者についてはその選任届を当市に提出し、当市の承諾を得るものとする。また、総括責任者及び業務責任者を変更したときも同様とする。
- 2 民間事業者は、本事業において配置した必要な有資格者について、本契約の締結後速やかに、これを証する書面の写しを当市に提出するものとする。当該有資格者を変更したときも同様とする。
- 3 総括責任者は、募集要項等及び提案書類にしたがい、本事業全体の一元的な総括管理を行い責務を履行するほか、サービス対価の変更、請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 4 民間事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを総括責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を当市に通知しなければならない。
- 5 第1項に定める総括責任者及び業務責任者は、それぞれに定める要件を満たす場合、兼

務することができる。

(監督職員)

第13条 当市は、本契約に関して監督職員を置くことができる。当市が監督職員を置いたときは、その氏名を民間事業者へ通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、本契約のほかの条項に定めるもの及び本契約に基づく当市の権限とされる事項のうち、当市が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 本契約の履行について民間事業者又は総括責任者に対する業務に関する指示、承諾又は協議。

(2) 本契約、募集要項等、その他関係書類の記載内容に関する民間事業者の確認の申出又は質問に対する確認、承諾又は回答。

(3) 本事業の進捗の確認、照合その他本契約の履行状況の調査及び改善通告。

(4) モニタリングの実施及び通知。

3 本契約に定める書面の提出は、監督職員を経由して行う。この場合においては、監督職員に到達した日をもって、当市に到達したものとみなす。

4 当市は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に本契約に基づく当市の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を民間事業者へ通知しなければならない。

5 第2項の規定に基づく監督職員の指示、確認又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

6 当市が監督職員を置いたときは、本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、民間事業者が行う催告、請求、報告、申出、承諾及び解除は、監督職員に到達した日をもって当市に到達したものとみなす。

(措置請求)

第14条 当市は、第12条の総括責任者又は各業務責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき、又は、その他民間事業者が本事業を実施するため使用している下請負人、労働者等で本事業に係る業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、民間事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 民間事業者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に当市へ通知しなければならない。

3 民間事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、当

市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 当市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に民間事業者へ通知しなければならない。

(貸与品)

第 15 条 当市は、当市が必要と認めた場合、本件各工事期間中において各改築対象施設に係る図書、事業期間中において運転維持管理対象施設の完成図書、機械器具、関係書類、工具、試験機器その他の備品・物品等を、それぞれ民間事業者へ貸与する。

- 2 民間事業者は、前項により当市が貸与するものの引渡しを受けたときは、速やかに当市へ貸与品一覧を作成し、当市の要請があった場合にはこれを提出するものとする。
- 3 民間事業者は、貸与を受けたものを、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 民間事業者は、業務の完了、本契約の終了等によって貸与を受けたものが不要となったときは、直ちにこれを当市へ返還しなければならない。

(関係者協議会)

第 16 条 当市及び民間事業者は、本事業に関する協議を行う関係者協議会を設置する。

- 2 関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、当市と民間事業者が協議して定める。ただし、協議会の運営に係る事柄は民間事業者が実施する。
- 3 当市及び民間事業者は、第 1 項の関係者協議会において合意された事項を遵守する。
- 4 当市及び民間事業者は、本条により設置される関係者協議会において、合理的に必要があると認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 本契約に係る事項で決定を要するものについて、関係者協議会における協議が調わなかった場合、当市が当該事項について最終的な決定を行うこととする。ただし、当市は、決定にあたり、合理的な範囲において民間事業者から意見の聴取を行う。
- 6 関係者協議会の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

(業務の実施に係る契約等)

第 17 条 民間事業者は、本事業に関する各業務を委託し、又は請け負わせる受託企業との間で、それぞれ当該業務の委託又は請負に関する業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結するものとし、締結後速やかに当該契約書等の写しを当市へ提出しなければならない。また、当該契約書等を変更した場合、変更後速やかにその変更後の契約書等の写しを当市へ提出しなければならない。

- 2 民間事業者は、提案書類に基づき、構成企業その他の受託企業に対し、本業務を委託し、

又は請け負わせなければならないものとし、各受託企業をして、当該各業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせないようにしなければならない。

- 3 本事業の実施に関する構成企業、協力企業その他第三者の使用は、全て民間事業者の責任において行うものとし、民間事業者又は受託企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負う。

(事業期間中の保険)

第18条 民間事業者は、事業期間中、自己の責任及び費用において、別紙2に定める保険に加入し、又は受託企業をして加入させなければならない。

- 2 民間事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は受託企業をして保険契約を締結させたときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを当市に提出しなければならない。また、当該保険契約を変更したときは、その変更後の保険証券の写しを、変更後直ちに当市に提出しなければならない。

(事業実施計画書)

第19条 民間事業者は、要求水準書及び提案書類にしたがって、事業期間全体に係る事業実施計画書を作成して当市に提出し、事業開始予定日の14日前までに、当市の承諾を得るものとする。

- 2 当市は、事業実施計画書に関して意見を述べることができ、民間事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて事業実施計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 民間事業者が事業実施計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく事業実施計画書を変更して当市に提出し、当市の承諾を得るものとする。

(年間運営計画書)

第20条 民間事業者は、要求水準書及び提案書類にしたがって、当該事業年度に係る年間計画を記載した年間運営計画書を作成して当市に提出し、各事業年度が開始する14日前（ただし、事業開始予定日の属する事業年度については事業開始予定日の14日前）までに、当市の承諾を得るものとする。

- 2 当市は、年間運営計画書に関して意見を述べることができ、民間事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて年間運営計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 民間事業者が年間運営計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく年間運営計画書を変更して当市に提出し、当市の承諾を得るものとする。

(その他提出書類と当市の説明要求)

第21条 民間事業者は、要求水準書及び提案書類にしたがって、前2条に定めるほか、業

務予定表（月末までに翌月分を提出）、月間業務実施報告書（翌月 10 日までに提出）、年間業務実施報告書（翌年度 4 月 10 日までに提出）その他の提出書類を当市に提出するものとする。

- 2 民間事業者は、要求水準書及び提案書類にしたがって、運転維持管理業務等開始後速やかに、業務マニュアルを作成し、作成後速やかに当市に通知するとともに、対象施設に備えておくものとする。また、業務マニュアルを変更した場合も、当市に対し速やかに通知するものとする。
- 3 当市は、本事業が、本契約、募集要項等及び提案書類にしたがって適切に実施されていることを確認するために必要な範囲内で、本事業の実施に関して民間事業者及び受託企業に説明又は確認の実施を求め、また民間事業者が所持している書類の提出等を求めることができる。民間事業者は、これに応じなければならない。
- 4 当市は、前項に基づく説明又は確認の結果、本事業が本契約、募集要項等又は提案書類にしたがっていない、又は要求水準を満たさないと当市が判断した場合、当市は、民間事業者に対してその是正を求めることができ、民間事業者は、これにしたがわなければならない。

第 2 章 運転維持管理業務等

第 1 節 引継ぎ期間の業務

（引継ぎ期間の業務）

- 第 2 2 条 民間事業者は、本契約、募集要項等及び提案書類にしたがって、引継ぎ期間中に、当市及び当市の業務委託先から、運転維持管理対象施設の運転管理及び保全管理等に係る業務引継ぎを受け、マニュアルその他必要な資料の確認及び運転維持管理業務等に係る留意事項の確認を行うほか、引継ぎ期間中の業務を実施し、これを完了させなければならない。
- 2 民間事業者は、引継ぎ期間中に、要求水準書及び提案書類にしたがって、それぞれの運転維持管理業務等の実施に必要な人員を確保し、かつ、運転維持管理業務等を遂行するために必要な教育及び訓練等を行わなければならない。
 - 3 当市は、民間事業者が運転維持管理対象施設の事業実施上必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うほか、当市の業務委託先をして、必要な協力を行わせる。
 - 4 民間事業者は、運転維持管理対象施設の事業実施上必要となる情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、運転維持管理対象施設の習熟に努める。
 - 5 前 4 項の引継ぎ期間中の業務に係る費用は、民間事業者の負担とする。ただし、当市が民間事業者に対して行う業務引継ぎに係る当市の費用を除く。

(運転維持管理業務等開始前の施設機能確認)

第23条 当市及び民間事業者は、引継ぎ期間中、要求水準書にしたがって、運転維持管理対象施設の機能確認を行う。

- 2 民間事業者は、前項による機能確認の結果、運転維持管理対象施設に関して、重大な瑕疵(募集要項等に明示されていた条件と異なる場合、又はそれぞれについて法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない場合であって募集要項等及び本契約締結前に民間事業者又は構成企業が知り得た情報から合理的に予測できないものに限る。なお、経年劣化は該当しない。)を発見した場合は、速やかに、当市にその内容を報告しなければならない。
- 3 当市は、前項の報告を受けた場合は、速やかに報告内容を確認し、その結果、運転維持管理対象施設に把握していない不具合が認められるときは、民間事業者と協議し、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務実施体制の整備)

第24条 民間事業者は、事業開始予定日までに、要求水準書及び提案書類にしたがって、それぞれの運転維持管理業務等の実施に必要な有資格者及び人員を確保し、かつ、運転維持管理業務等を遂行するために必要な教育及び訓練等を行わなければならない。

- 2 民間事業者は、第1項に規定するところの教育及び訓練等を完了し、かつ、要求水準書及び提案書類にしたがって運転維持管理業務等の実施体制及び管理体制を整備の上で運転維持管理業務等の遂行を開始することが可能となった時点において、当市に対してそれぞれ通知するものとする。
- 3 当市は、前項に規定するところの通知を受領した後、事業開始予定日までに、要求水準書及び提案書類に従った運転維持管理業務等の実施体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により運転維持管理業務等の実施体制をそれぞれ確認することができる。
- 4 民間事業者は、各改築対象施設の運転開始予定日の30日前までに、当該施設の運転維持管理業務に係る業務実施体制を見直し、当該施設の運転維持管理業務等の実施に必要な人員を確保し、かつ必要な教育及び訓練等を完了しなければならない。この場合、第2項のうち「第1項に規定するところ」は「第4項に規定するところ」、同項のうち「運転維持管理業務等の遂行を開始」は「運転を開始する各改築対象施設に係る運転維持管理業務等の遂行を開始」と読み替え、第3項のうち「事業開始予定日までに」は「各改築対象施設の運転維持管理業務等の開始予定日の30日前までに」と読み替えて、第2項及び第3項の規定を準用する。

(運転維持管理業務等の開始条件)

第25条 民間事業者は、事業開始予定日までに、次に掲げる運転維持管理業務等の開始条件を充足しなければならないものとする。

- (1) 第12条第1項に規定する総括責任者及び業務責任者の配置
- (2) 第18条第1項に規定する保険のうち、運転維持管理業務等に係る保険への加入
- (3) 第19条第1項に規定する当市の承諾を得た事業実施計画書の提出
- (4) 第20条第1項に規定する当市の承諾を得た年間運営計画書の提出
- (5) 第22条第1項に規定する業務の引継ぎの完了
- (6) 第23条第1項に規定する施設機能確認の完了
- (7) 第24条に規定する業務実施体制の整備

2 民間事業者は、前項に規定する開始条件のいずれか1つでも充足されない場合には、運転維持管理業務等を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、当市が認めた場合（民間事業者が要請し、当市が認めた場合に限る。）には、民間事業者は、運転維持管理業務等を開始することができるものとする。

3 民間事業者は、民間事業者に本契約上の義務不履行がない場合であって、かつ、事業開始予定日までに第1項に規定する開始条件（前項ただし書により当市が充足しないことを認めた条件を除く。以下本項において同じ。）が全て充足された場合は、事業開始予定日をもって本事業開始日として、同日より運転維持管理業務等を実施する。ただし、第1項に規定する開始条件のいずれかが事業開始予定日までに充足されなかった場合は、民間事業者は、全て充足された日以降の当市と別途協議する日を本事業開始日として、同日より運転維持管理業務等を実施するものとする。

(運転維持管理業務等の開始遅延)

第26条 民間事業者は、事業開始予定日までに、前条第1項に規定する開始条件（同条第2項ただし書により当市が充足しないことを認めた条件を除く。）を全て充足させ、運転維持管理業務等を開始しなければならない。

2 民間事業者は、本事業開始日が事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに、当該遅延の原因及びその対応計画を当市に通知しなければならない。

3 民間事業者は、前項に規定する対応計画において、運転維持管理業務等の速やかな開始に向けての対策及び想定される事業期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。

4 当市は、次の各号に掲げる場合、本事業開始日が事業開始予定日より遅延する場合、同遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。

- (1) 当市の責めに帰すべき事由による場合
- (2) 運転維持管理対象施設に関して、重大な瑕疵（募集要項等に明示されていた条件と異

- なる場合、又はそれぞれについて法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない場合であって募集要項等及び本契約締結前に民間事業者又は構成企業が知り得た情報から合理的に予測できないものに限る。なお、経年劣化は該当しない。)がある場合
- 5 民間事業者の責めに帰すべき事由によって、本事業開始日が事業開始予定日より遅延する場合には、民間事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、事業開始予定日から実際の本事業開始日までの期間について、事業開始予定日の属する事業年度のサービス対価Bの支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）を乗じて計算した額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに当市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害があるときは、民間事業者はそれらを負担し、当市に支払うべきものがあれば、直ちに当市に対して支払うものとする。
- 6 法令変更又は不可抗力によって、本事業開始日が事業開始予定日より遅延する場合は、第9章の規定に従う。

第2節 運転維持管理業務等の実施

（運転維持管理業務等の実施）

- 第27条 民間事業者は、事業期間中、運転維持管理受託企業をして、法令等を遵守の上、本契約、募集要項等、提案書類、事業実施計画書、年間運営計画書及び業務マニュアル等にしがたい、要求水準を満たすよう、運転維持管理業務等を実施させなければならない。ただし、民間事業者は、運転維持管理業務等を実施した結果、運転維持管理対象施設が要求水準を満たさなくなった場合に、事業実施計画書、年間運営計画書及び業務マニュアル等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。
- 2 民間事業者は、事業期間中、運転維持管理対象施設の運転管理方法を大幅に変更しようとする場合、要求水準書にしたがって、運転管理方法変更計画書を作成して、当市の承諾を得るものとする。

（運転維持管理業務等に係るユーティリティ及び消耗品等）

- 第28条 運転維持管理業務等に必要となる電力、水道、ガス及びその他のユーティリティ並びに通信、薬品類及び燃料等については、民間事業者が自己の責任及び費用で調達しなければならない。

（運転維持管理対象施設の修繕業務）

- 第29条 民間事業者は、運転維持管理対象施設の運転維持管理業務等に関し、要求水準書

及び提案書類にしたがって、当市と協議の上、運転維持管理対象施設の年間修繕計画書を作成し、当市に提出し、その承諾を得るものとする。

- 2 民間事業者は、前項に定める年間修繕計画書にしたがい、計画修繕を行うものとする。
- 3 民間事業者は、前項の計画修繕のほか、運転維持管理業務等の要求水準を維持するために、運転維持管理対象施設に修繕が必要となったとき、又は故障その他の不具合が生じたとき（第7項に定める場合を除く。）には、運転維持管理対象施設の突発修繕を行わなければならない。この場合、民間事業者は、事前に当市と協議の上、実施内容、実施時期及び費用について当市の承諾を得なければならない。ただし、二次被害防止や施設機能の早期回復の観点から、緊急に修繕が必要な場合、民間事業者は、修繕実施を口頭で当市に報告し、当市の承諾を得た上で実施するものとする。
- 4 民間事業者は、前2項の各修繕業務の着手前に、修繕内容が分かる資料及び金額算定の根拠資料（1件あたり200万円（税込）を超える場合は複数社、200万円以下の場合は1社以上の見積書を添付するものとする。）を当市に提出しなければならない。
- 5 第3項による運転維持管理対象施設の突発修繕に係る費用は、民間事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当市の負担とする。
- 6 本条に基づき実施される運転維持管理対象施設の修繕業務の対価は、各施設に係る第31条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり、要求水準書別紙7別表14に定める年間上限額を上限とするものとする。
- 7 運転維持管理対象施設につき特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能な簡易な修繕が必要となったときは、民間事業者は、運転維持管理業務等のうち保守点検業務として、自らの費用及び責任により適時にこれを実施しなければならない。

（場所の貸与）

第30条 本契約に別段の定めのある場合を除き、運転維持管理業務等の実施に伴い必要となる場所は、事業期間中、当市が民間事業者に無償で貸与する。

- 2 民間事業者は、前項により当市が貸与するものの引渡しを受けたときは、速やかに当市に借用書を提出しなければならない。
- 3 民間事業者は、第1項の規定にしたがい当市から貸与を受けた場所を、当市の事前の書面による承諾を得て、運転維持管理受託企業に使用させることができる。
- 4 民間事業者は、第1項に基づき当市から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定に基づき使用する運転維持管理受託企業についても同様とする。
- 5 民間事業者（第3項の規定により使用する運転維持管理受託企業を含む。）の責めに帰すべき事由により当市から貸与を受けた場所を滅失又は毀損した場合は、民間事業者の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

(臨機の措置)

第31条 民間事業者は、運転維持管理業務等の履行にあたり、事故(故障、不具合による場合を含む。以下本条において同じ。)若しくは災害等が発生した場合又は事故若しくは災害等が発生するおそれのある場合には、当市の指示を受け、又は当市と民間事業者が協議して、臨機の措置を執らなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、民間事業者の判断により臨機の措置を執らなければならない。

- 2 民間事業者は、前項ただし書に基づき臨機の措置をした場合には、速やかにその内容を当市に報告しなければならない。
- 3 当市は、事故防止その他業務上特に必要があると認められる場合には、民間事業者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 当市は、回復不可能な損害が発生し、運転維持管理業務等に著しい支障が生じかつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、民間事業者に運転維持管理業務等の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を当市が直接実施することができる。この場合において、民間事業者は、当市による運転維持管理業務等の実施に協力する。
- 5 民間事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、民間事業者による一般的な管理行為に属するものとして当然に対価に含めることが適当でないとして認められる部分については、当市が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、当市が民間事業者と協議により定めるものとする。

(当市又は民間事業者が発生した損害等)

第32条 本契約に別段の定めがある場合を除き、運転維持管理業務等について、当市又は民間事業者に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を当市が負担する。
- (2) 民間事業者の責めに帰すべき事由による場合は、全て民間事業者が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙8又は別紙9の負担割合にしたがい、合理的な増加費用及び損害を当市及び民間事業者が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第33条 民間事業者は、事業期間中、運転維持管理業務等の実施により、第三者に損害(放流水質の水準未達並びに運転維持管理業務等に伴い通常避けることのできない騒音、振動、光、臭気等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含み、第18条の規定により付された保険により填補された部分を除く。以下本条において同じ。)を発生させた場合、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、同損害の賠償をしなければならない。

い。ただし、その損害のうち当市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、当市が負担する。

- 2 当市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、民間事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。民間事業者は、当市からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務

第1節 総則

(処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務の実施)

第34条 民間事業者は、事業期間中、法令等を遵守の上、本契約、募集要項等及び提案書類にしたがって、要求水準を満たすよう、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務を実施しなければならない。

第2節 スtockマネジメント計画作成業務

(Stockマネジメント計画の作成)

第35条 民間事業者は、法令等、本契約、募集要項等及び提案書類にしたがって、事業期間内に実施する各改築対象施設の改築設計及び改築工事に係る更新計画(案)並びに、公共下水道事業の汚水管路に係る更新計画(案)であるStockマネジメント計画を作成しなければならない。当該作成にあたって、民間事業者は、事前に当市と協議を行うものとする。

- 2 民間事業者は、前項の各改築対象施設の改築設計及び改築工事に係る更新計画(案)として、Stockマネジメント修繕・改築計画を作成するものとし、第1期(令和10年度から5か年分)及び第2期(令和15年度から5か年分)の計画を作成する。
- 3 民間事業者は、第1項の公共下水道事業の汚水管路に係る点検・調査計画(案)としてStockマネジメント点検・調査計画、更新計画(案)としてStockマネジメント修繕・改築計画を作成するものとし、それぞれ第1期(令和10年度から5か年分)及び第2期(令和15年度から5か年分)の計画を作成する。
- 4 前2項のStockマネジメント計画は、それぞれ対象期間の前事業年度の末日までに作成し、当市の承諾を得るものとする。
- 5 民間事業者は、本条に基づき作成するStockマネジメント計画については、当市及び民間事業者が別途合意した場合を除き、Stockマネジメント計画に基づき行われる改築工事業務及び点検・調査(管路施設維持管理業務)に要する費用の総額を、当該Stockマネジメント計画の対象となる5事業年度に係る改築工事業務及び点検・調査(管路施設

設維持管理業務) に要する費用の各総額として提案書類に記載された金額(ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。) 以内の額となるように作成しなければならない。

(改築実施基本協定)

第36条 民間事業者は、前条第2項の各ストックマネジメント修繕・改築計画の作成後、第3項の改築実施基本協定の締結までに、当該ストックマネジメント修繕・改築計画の対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務のサービス対価Aの提案金額を算定し、当市に提出して当市の承諾を得るものとする。これにより算定する提案金額は、提案書類に民間事業者が記載した提案金額(ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。) 以内としなければならない。

- 2 民間事業者は、第3項の改築実施基本協定の締結までに、前項により当市が承諾したサービス対価Aの提案金額に基づき、別紙7-2にしたがい対象業務の提案金額及び提案請負代金比率に関する合意書を作成し、当市との間で締結するものとする。なお、当該合意書において、当市と民間事業者は、詳細設計の結果や工事内容の変更に伴う設計変更によるサービス対価Aの変更を行う場合は、変更後の内容に基づき行う要求水準書別紙13による積算金額に当該提案請負代金比率を乗じて設定することを合意するものとする。
- 3 民間事業者は、第1項の算定の対象期間の前事業年度の末日までに(ただし1回目については別途当市が指定する日までに)、各ストックマネジメント修繕・改築計画及び前項のサービス対価の提案金額の算定内容にしたがい、対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務に要する各事業年度の費用(サービス対価A)の予定額等について、当市と協議の上、別紙3(改築実施基本協定)の様式による改築実施基本協定(以下「改築実施基本協定」という。)を締結する。改築実施基本協定に定める改築設計業務及び改築工事業務に要する各事業年度の費用(サービス対価)の予定額の総額は、第1項で算定された金額以内としなければならない。
- 4 前項の改築実施基本協定は、本契約の一部を構成するものとする。

第3節 設計業務

(設計業務の実施及び年度実施協定(設計業務))

第37条 民間事業者は、設計受託企業に、法令等を遵守の上、本契約、募集要項等、提案書類及びストックマネジメント計画にしたがって、設計業務を実施させなければならない。

- 2 民間事業者は、各設計業務に関し、初めて次項の年度実施協定(設計業務)を締結するまでに、要求水準書別紙13にしたがい各設計業務の積算を行い、当市に提出する。

- 3 民間事業者は、設計業務の具体的な実施年度、業務対象、完了期限及び対応するサービス対価について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙4（年度実施協定（設計業務））の様式による年度実施協定（設計業務）を締結する。年度実施協定（設計業務）に定める業務対象（ただし耐震補強設計業務を除く）に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築設計業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（設計業務）を変更する場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、年度実施協定（設計業務）の対象となる事業年度における、当該設計業務に係る国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合には、年度実施協定（設計業務）に定めるサービス対価は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、当市は、ストックマネジメント修繕・改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、民間事業者と協議の上、当該年度実施協定（設計業務）に規定するサービス対価及び業務対象の内容を、国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし、民間事業者は、これに異議を述べない。
- 5 前項に基づくサービス対価及び業務対象の内容の調整に起因した要求水準の未達は民間事業者の責めに帰すべき事由によらないものとし、これに起因して民間事業者に発生する運転維持管理業務等に要する増加費用は、当市がこれを負担する。
- 6 前項の年度実施協定（設計業務）は、本契約の一部を構成するものとする。

（設計業務の完了）

- 第38条 民間事業者は、年度実施協定（設計業務）に定める各完了期限までに、各対象となる改築設計業務及び耐震補強設計業務の設計図書を作成し、当市の承諾を得るものとする。
- 2 当市は、第1項に基づき提出された設計図書が本契約、要求水準書、提案書類、ストックマネジメント計画若しくは当市と民間事業者の設計打ち合わせにおいて合意された事項に当たっていない、又は提出された設計図書では、本契約、要求水準書、提案書類、ストックマネジメント計画若しくは当市と民間事業者の設計打ち合わせにおいて合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、民間事業者と協議の上、民間事業者の負担において修正を求めることができる。当市は、当該修正を求めない場合は、提出された設計図書の承諾を民間事業者に通知するものとする。
 - 3 民間事業者は、当市からの指摘（前項による当市の修正の求めを含む。）により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について当市に報告し、その承諾を得るものとする。第39条及び第40

条に規定する設計図書の変更について不備・不具合を発見した場合も同様とする。

(当市の請求による設計図書の変更)

第39条 当市は、民間事業者に対し、設計図書の変更が必要であると認めるときは、当該変更が本件各工事期間の変更を伴わず、かつ、提案書類の範囲を逸脱しない限度で、民間事業者に対して設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、設計図書の変更を求めることができる。この場合、民間事業者は、当該書面を受領した日から14日以内にその設計図書の変更の当否を当市に対して書面により通知しなければならない。当市は、当該通知を受領した日から7日以内に、設計図書の変更の要否を決定し、民間事業者に通知する。民間事業者は、かかる当市の決定に従うものとする。

- 2 前項の規定に基づき、民間事業者が設計図書の変更を行う場合において、当該変更により民間事業者が増加費用が生じたときは、当該変更が民間事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当市が当該増加費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス対価A、サービス対価C及びサービス対価Fを減額する。ただし、設計図書の変更が法令変更又は不可抗力による事由に基づくものである場合には、別紙8又は別紙9の負担割合にしたがい、増加費用を当市及び民間事業者が負担する。

(民間事業者の請求による設計図書の変更)

第40条 民間事業者は、あらかじめ当市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

- 2 前項の規定にしたがい民間事業者が当市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合において、当該変更により民間事業者が増加費用が発生したときは、民間事業者が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議によりサービス対価A、サービス対価C及びサービス対価Fを減額するものとする。ただし、設計図書の変更が法令変更又は不可抗力による事由に基づくものである場合には、別紙8又は別紙9の負担割合にしたがい、増加費用を当市及び民間事業者が負担する。
- 3 前項にかかわらず、本事業用地又は各改築対象施設に関して、重大な瑕疵(募集要項等に明示されていた条件と異なる場合、又はそれぞれについて法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない場合であって募集要項等及び本契約締結前に民間事業者又は構成企業が知り得た情報から合理的に予測できないものに限る。なお、経年劣化は該当しない。)に起因して設計図書の変更が必要となった場合は、当市が当該増加費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議によりサービス対価A、サービス対価C及びサービス対価Fを減額するものとする。

第4節 改築工事業務

(改築工事業務の実施及び年度実施協定(改築工事業務))

第41条 民間事業者は、工事受託企業をして、法令等を遵守の上、本契約、募集要項等、提案書類、ストックマネジメント計画及び設計図書にしたがって、改築工事業務を実施させなければならない。

- 2 民間事業者は、第38条に基づき当市の承諾を得た改築設計業務の設計図書に基づき、当該各改築工事業務に関し、初めて次項の年度実施協定(改築工事業務)を締結するまでに、要求水準書別紙13にしたがい当該各改築工事業務の積算を行い、実施設計図書等を作成し、当市に提出する。
- 3 民間事業者は、改築工事業務の具体的な実施年度、業務対象(工事名、工事区分)、完成期限及び対応するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙5(年度実施協定(改築工事業務))の様式による年度実施協定(改築工事業務)を締結する。年度実施協定(改築工事業務)に定める業務対象に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築工事業務に要する費用の金額(ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。)以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定(改築工事業務)を変更する場合はこの限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、年度実施協定(改築工事業務)の対象となる事業年度における、当該改築工事業務に係る国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定(改築工事業務)に定めるサービス対価は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、当市は、ストックマネジメント修繕・改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、民間事業者と協議の上、当該年度実施協定(改築工事業務)に規定するサービス対価及び業務対象等の内容を、国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし、民間事業者は、これに異議を述べない。
- 5 前項に基づくサービス対価及び業務対象等の内容の調整に起因した要求水準の未達は民間事業者の責めに帰すべき事由によらないものとし、これに起因して民間事業者に発生する運転維持管理業務等に要する増加費用は、当市がこれを負担する。
- 6 年度実施協定(改築工事業務)は、本契約の一部を構成するものとする。
- 7 仮設工事、施工方法その他各改築工事業務を安全かつ工期内に完了するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、提案書類、ストックマネジメント計画及び設計図書に定めがあるものについてはこれにしたがい、定めのないものについては民間事業者が自己の責任において行い、その費用を負担する。

(本事業用地)

第42条 当市は、本事業用地を、民間事業者が改築工事業務を遂行するにあたって使用する

る目的で、当該目的を限度として、本件各工事期間において、民間事業者に対し無償で貸し付ける。民間事業者は、本件各工事期間において、本事業の遂行のために必要な範囲内で本事業用地を利用することができる。

- 2 本件各工事の着工日において、本事業用地は、当市から民間事業者に対して原状有姿で貸し渡されたとみなされるものとし、第 44 条に規定するところにしたがってなされる各改築対象施設の引渡しと同時に、民間事業者から当市に対して返還されたとみなされるものとする。ただし、各改築対象施設の引渡し以前に、事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合又は民間事業者が本事業を廃止若しくは放棄した場合には、当市の民間事業者に対する本事業用地の無償貸付けは、本契約の解除日又は民間事業者が本事業を廃止若しくは放棄した日をもって終了し、民間事業者から当市に対して返還されたとみなされるものとする。
- 3 前項に基づき本事業用地の返還又は無償貸付けが終了した場合、民間事業者は、民間事業者が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、当市に対しその償還等の請求をすることができない。
- 4 民間事業者は、本事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
- 5 民間事業者は、本契約で認められた用途以外の目的で本事業用地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し、第 1 項に基づく本事業用地の使用権を譲渡し、又は本事業用地を転貸しないものとする。
- 6 民間事業者は、第 1 項に基づく民間事業者の本事業用地の使用権及び第 44 条に規定するところにしたがってなされる引渡し前の各改築対象施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行うことはできない。

(出来高検査)

- 第 4 3 条 民間事業者は、本件各工事期間中、改築工事業務の進捗状況を管理・把握するため、当市の指定する書式により各改築対象施設それぞれの改築工事業務に係る出来高検査に必要な書類を作成し、各事業年度終了日の 30 日前までに、当市に提出しなければならない。
- 2 当市は、前項に基づく民間事業者からの出来高検査に必要な書類の提出を受けた場合、当該提出後 14 日以内に、次の各号に規定するところにしたがって、各改築対象施設それぞれの改築工事業務に係る出来高検査を実施し、当該確認の結果を民間事業者に通知しなければならない。
 - (1) 当市は、出来高検査の検査事項及び方法について、民間事業者と事前に協議を行い、出来高検査に先立って、これらの事項を、民間事業者に対して通知する。当市は、必要があると認めるときには、その理由を民間事業者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

(2) 民間事業者は、工事現場において、設計受託企業、工事受託企業及び工事監理者を立ち合わせ、かつ、工事記録を準備した上、当市による出来高検査を受ける。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、民間事業者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第44条 民間事業者は、本件各工事を完成したときは、要求水準書等及び提案書類に定める工事完成時の提出書類を添えて、完成通知書により当市に通知しなければならない。

2 当市又は当市が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に民間事業者の立会いの上、要求水準書等及び提案書類に定めるところにより、本件各工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を民間事業者に通知しなければならない。この場合において、当市又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を民間事業者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、民間事業者の負担とする。

4 当市は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、民間事業者が工事目的物引渡書により工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 当市は、民間事業者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを当該工事目的物に係るサービス対価Aの支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、民間事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 民間事業者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して当市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(改築工事業務完了確認手続)

第45条 民間事業者は、各改築工事業務について、次の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、当市に対し、当該改築工事業務に係る改築工事業務完了届を提出する。当市は、当該業務完了届を受領後7日以内に、当該改築工事業務に関して、次の各号に規定するところの事由が全て満たされているかを確認し、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、民間事業者による当該改築工事業務に係る履行の完了を証する業務完了証を作成した上、民間事業者に対して交付する。

(1) 第18条第1項に規定する保険のうち、当該施設に付保されるべき別紙2に定める内容を有する保険の保険証書の写しが当市に対して提出されたこと。

(2) 第44条の規定に基づく本件各工事の検査及び引渡し完了したこと。

(3) 第52条第13項の規定に基づく工事受託企業の作成に係る保証書の原本が当市に対して提出されたこと。

- 2 本事業の実施の全部又は一部について、当市は、業務完了証を交付したことを理由として何ら責任を負うものではない。

(本件各工事期間の変更)

第46条 当市及び民間事業者は、それぞれに対して、本件各工事期間の変更を請求した場合は、当市と民間事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。また、次の各号に掲げる理由により当該期間を変更する必要がある場合も同様とする。

(1) 法令変更

(2) 不可抗力又は民間事業者の責めに帰すことができない事由

- 2 前項において、当市と民間事業者の間において合理的な期間内に協議が整わない場合、当市が合理的な本件各工事期間の変更を定めるものとし、民間事業者はこれに従わなければならない。ただし、これにより第62条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更しないものとする。

(工事の一時停止)

第47条 当市は、必要があると認める場合、その理由を民間事業者に通知した上で、本件各工事の全部又は一部を一時停止させることができる。

- 2 当市は、前項の規定により本件各工事を一時停止させた場合であって、必要があると認めるときは本件各工事期間を変更することができる。ただし、これにより第62条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更しないものとする。

(本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等)

第48条 前2条に基づき本件各工事期間が変更された場合で、民間事業者に損害(当該変更から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。)が生じる場合は、同損害の負担については次のとおりとする。

(1) 当市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な損害は当市が負担する。

(2) 民間事業者の責めに帰すべき事由による場合は、全て民間事業者が負担する。

(3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙8又は別紙9の負担割合にしたがい、合理的な損害を当市及び民間事業者が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第49条 民間事業者は、本件各工事により第三者に損害(本件各工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、光、臭気等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含み、第18条の規定により付された保険により填補された部分を除く。以下本条において同じ。)を発生させた場合、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、同損害の賠償をしなければならない。ただし、当該損害のうち当市の責めに帰すべき理由により生じ

たものについては、当市が負担する。

- 2 当市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、民間事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。民間事業者は、当市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。

(引渡し前の使用)

第50条 当市は、第44条の規定による各改築対象施設の引渡し前においても、各改築対象施設の全部又は一部を民間事業者の承諾を得て使用することができる。

- 2 当市は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 当市は、第1項の規定により、各改築対象施設の全部又は一部を使用したことによって各改築対象施設に損害を及ぼしたときは、必要な補修費用を負担しなければならない。

(本件各工事の遅延)

第51条 民間事業者は、各改築工事業務の完了が遅延することが見込まれる場合には、速やかに、当該遅延の原因及びその対応計画を当市に通知しなければならない。

- 2 民間事業者は、前項に規定する対応計画において、各改築工事業務の可及的速やかな完了に向けての対策及び各改築工事業務の完了までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 当市は、次の各号に掲げる場合、各改築工事業務の完了が遅延する場合には、同遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。

(1) 当市の責めに帰すべき事由による場合

(2) 本事業用地又は各改築対象施設に、重大な瑕疵（募集要項等に明示されていた条件と異なる場合、又はそれぞれについて法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない場合であって募集要項等及び本契約締結前に民間事業者又は構成企業が知り得た情報から合理的に予測できないものに限る。なお、経年劣化は該当しない。）があった場合

- 4 民間事業者の責めに帰すべき事由によって、各改築工事業務の完了が遅延する場合には、民間事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、各改築工事業務の完成期限から第45条第1項に規定する業務完了証の交付日までの期間について、サービス対価Aのうち当該改築工事業務に係る対価相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。ただし、当市が出来高に対し支払済みの金額（第59条に基づく前払金を除く。）がある場合は当該金額を控除した金額）につき財務大臣の決定する率を乗じて計算した額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに当市に対して支払うものとし、また、当市に当該遅延損害金を超える損害があるときは、民間事業者はそれらを負担し、当市に支払うべきものがあれば、直ちに当市に対して支払うものとする。

5 法令変更又は不可抗力によって、各改築工事業務の完了が遅延する場合は、第9章の規定に従う。

(契約不適合責任)

第52条 当市は、各改築対象施設（システムプログラムソフトウェア並びに当該施設内に設置された施設設備、機器等を含む。以下本条において同じ。）が性能、種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（本契約に定める要求水準未達のみならず、提案書類に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、民間事業者に対して相当の期間を定めてその修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 前項の場合において、民間事業者は、当市に不相当な負担を課するものでないときは、当市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、当市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、当市は、その不適合の程度に応じてサービス対価Aのうち当該契約不適合が生じた各改築対象施設の改築工事業務に係る対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価Aの減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 民間事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 民間事業者が履行の追完をしないで本件各工事の引渡完了予定日を経過したとき。ただし、民間事業者が第47条の定めるところに従う場合は、この限りでない。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 当市は、供用開始日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合がメーカーによる保証又は提案書類に基づく保証があるものについて生じた場合において、当該保証の期間内であるときは、この限りでなく、当市は、請求等を行うことができる。

5 前各項の規定にかかわらず、当市は、設備機器本体等の契約不適合については、第44条に規定する検査の際に、直ちにその履行の追完を請求しなければ、民間事業者は、その責任を負わない。ただし、当該完成検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、供用開始日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。また、民間事業者がその契約不適合のあることを知っていたとき又はその契約不適合がメーカーによる保証又は提案書類に基づく保証があるものについて生じたときは、この限りでない。

- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、民間事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 当市が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を民間事業者に通知した場合において、当市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 当市は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 9 第4項から第8項までの規定は、契約不適合が民間事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する民間事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 当市は、各改築対象施設その他本件各工事の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに民間事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、民間事業者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 契約不適合が支給材料の性質又は当市の指図により生じたものであるときは、当市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、民間事業者が当該支給材料又は当該指図が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。
- 13 民間事業者は、別紙6に定める様式により、工事受託企業に、当市に対し本条による履行の追完義務その他契約不適合に係る本契約に基づく義務を履行することについて保証させ、当該保証書を当市に対して提出するものとする。

（性能保証）

- 第53条 民間事業者は、第44条に規定する引渡しの時において、各改築対象施設が本契約、募集要項等及び提案書類に規定された性能を有することを保証する。
- 2 事業期間及び事業期間終了後1年間にわたり、各改築対象施設について、要求水準書に定める性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合は、民間事業者は、自らの負担で補修、改造又は取替え等を行うほか、当市に生じた損害（当市が第三者に委託して緊急対応を行ったことにより生じた費用を含むが、これに限られない。）を賠償するものとし、各改築対象施設が性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、当市の確認を受けなければならない。

- 3 前項の規定は、各改築対象施設が要求水準書に定める性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が不可抗力に起因する場合は、適用しない。
- 4 第2項に基づく民間事業者の損害賠償は、前条に基づく当市のいかなる請求も妨げない。

第4章 附帯事業

(附帯事業)

- 第54条 民間事業者は、あらかじめ当市の書面による承諾を得て、要求水準書にしたがって要求水準を満たす方法により附帯事業を実施することができるものとする。
- 2 当市は、前項に規定する附帯事業につき承諾をする場合において、必要があると認められるときは、当市及び民間事業者の合意したところに基づき本契約の内容を変更することができる。

第5章 任意事業

(任意事業)

- 第55条 民間事業者は、あらかじめ当市の書面による承諾を得て、本契約、募集要項等及び提案書類にしたがって、本事業用地及び運転維持管理対象施設において任意事業を実施することができる。
- 2 民間事業者は、任意事業を実施するに際して本事業用地又は運転維持管理対象施設の占有等が伴う場合、下水道法第24条並びに上山市下水道条例（昭和55年条例第24号）第23条及び第26条に定める許可を受けなければならない。
 - 3 任意事業は、全て民間事業者の責任及び費用で行う独立採算により実施するものとする。
 - 4 当市は、第1項に規定する任意事業につき承諾をする場合において、必要があると認められるときは、当市及び民間事業者の合意したところに基づき本契約の内容を変更することができる。

第6章 モニタリング

(モニタリング)

- 第56条 当市は、自らの責任及び費用負担において、要求水準を達成していることを確認

- するため、要求水準書第2章第3節(2)に定めるところによりモニタリングを実施する。
- 2 民間事業者は、自らの責任及び費用負担において、前項の当市によるモニタリングに必要な書類の作成及び提出等を行うとともに、募集要項等、提案書類及び事業実施計画書に基づきセルフモニタリングを実施し、本契約、要求水準書及び提案書類に定める要求水準を達成していることを確認する。
 - 3 当市は、前2項の当市によるモニタリング及び民間事業者のセルフモニタリングの結果、本業務の遂行状況が要求水準を満足していないか、満たさないおそれがあると判断した場合、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については要求水準書別紙21の1、運転維持管理業務等については要求水準書別紙21の2に定めるところにより、民間事業者に対して、改善要求又は是正措置等を行うことができるものとする。当該改善要求又は是正措置等が行われた場合、民間事業者は、要求水準書別紙21の各規定にしたがい是正計画書を作成し、改善措置又は是正措置等を実施するものとする。
 - 4 当市は、運転維持管理業務等について、要求水準書別紙21の2にしたがい当市レベル4の是正が行われていると認められない場合は民間事業者に対して要求水準未達違約金を請求する。ただし、当市がやむを得ない事由があると認めた場合には違約金を請求しない。
 - 5 当市は、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については、要求水準書別紙21の1にしたがい、再度の改善要求を行ったにもかかわらず改善・復旧が見込まれない場合、運転維持管理業務等については、要求水準書別紙21の2にしたがい、要求水準未達違約金支払の措置にもかかわらず通告した期日までに是正が行われていると認められない場合、本契約を解除することができる。
 - 6 本事業の実施の全部又は一部について、当市は、モニタリングの実施を理由として何ら責任を負うものではない。

第7章 対価の支払

(対価の支払)

- 第57条 当市は、民間事業者に対し、本業務の対価を、別紙7-1、7-2及び7-3に定める方法、金額及びスケジュールにしたがい支払うものとする。
- 2 当市は、本契約に基づいて生じた民間事業者に対する債権債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(対価の改定)

- 第58条 前条にかかわらず、対価は、別紙7-1及び7-2に定めるところにしたがい改定される。

(前払金)

第59条 民間事業者は、処理場施設等更新・耐震化業務（耐震診断業務及び改築工事業務を除く。以下本条において同じ。）及び管路施設更新支援業務並びに1件200万円以上の各改築工事業務については、保証事業会社との間で、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については各業務それぞれの委託完了の時期、各改築工事業務については本件各工事の引渡完了日を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下本条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を当市に寄託して、各業務それぞれにつき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、次の各号に規定する限度額内で前払金の支払を当市に請求することができる。

(1) 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務は、サービス対価のうち当該各業務それぞれに係る対価（特別調査に係る費用を除き、以下「各業務前払金基準額」という。）の10分の3以内。

(2) 改築工事業務は、サービス対価Aのうち当該各改築対象施設の改築工事業務に係る対価（以下「各工事前払金基準額」という。）の10分の4以内

2 当市は第1項の規定による請求があったときは、民間事業者に対し、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 民間事業者は、各改築工事業務に係るサービス対価が1件1,000万円以上の場合、第1項第2号の規定により前払金の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件の全てを満たした場合において、保証事業会社と中間前払金に関し、本件各工事の引渡完了日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を当市に寄託して、各工事前払金基準額の10分の2以内の前払金の支払を当市に請求することができる。ただし、この項本文の規定により支払を請求する額と第1項の規定による請求により支払を受けた前払金額との合計額は、各工事前払金基準額の10分の6を超えることができない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が各工事前払金基準額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 民間事業者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書を添えて当市又は当市の指定する者に提出し、中間前金払に関する認定を受けなければならない。この場合において、当市又は当市の指定する者は、この請求があったときは、その日から起算して原則として7日以内に、当該認定を行うかどうかを判断し、当該認定を行うときは、中間前金払認定調書により民間事業者に通知しなければならない。

5 第58条に基づき対価が改定され、各業務前払金基準額又は各工事前払金基準額が増額

された場合(増額する額が各業務前払金基準額の10分の3又は各工事前払金基準額の10分の4を超える場合に限る。)、民間事業者は、次の各号に掲げる業務について、次の各号に規定する限度額内で前払金の支払を当市に請求することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。

- (1) 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務は、変更後の各業務前払金基準額の10分の3相当額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内
 - (2) 改築工事業務は、変更後の各工事前払金基準額の10分の4相当額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内
- 6 第58条に基づき対価が改定され、各工事前払金基準額が減額された場合(受領済みの前払金額が減額後の各工事前払金基準額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の7)を超える場合に限る。)においては、民間事業者は、対価が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 当市は、民間事業者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第60条 民間事業者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を当市に寄託しなければならない。
- 2 民間事業者は、前項に規定する場合のほか、前条第6項の規定により各業務前払金基準額又は各工事前払金基準額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに当市に寄託しなければならない。
- 3 民間事業者は、前払金額の変更を伴わない業務期間の変更が行われた場合には、当市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第61条 民間事業者は、前払金を処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務(耐震診断業務を除く。)の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(前払金の対象となる各業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第8章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第62条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、事業終了予定日をもって終了する。ただし、事業終了予定日より前に本契約の定めるところにしたがって本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。なお、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

2 当市及び民間事業者は、事業期間終了の2年前から事業期間終了後の運転維持管理対象施設の引渡条件等について協議を開始するものとする。民間事業者は当市の要請に応じて、当市の検討に必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

(民間事業者の債務不履行等による契約解除)

第63条 当市は、次の各号のいずれかに該当するときは、民間事業者に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 民間事業者が本事業の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき
- (2) 民間事業者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について民間事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(民間事業者の取締役を含む。)によりその申立てがされたとき。
- (3) 優先交渉権者の構成企業のいずれかに、基本協定書第10条第2項各号及び同条第4項各号に掲げる該当する事由が発生したとき。
- (4) 民間事業者が、第8条第3項第2号の計算書類等、第21条第1項に定める報告書その他当市に対して提出した報告書等に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (5) 民間事業者が、正当な理由なく、本件各工事の着工予定日を過ぎても当該工事に着手せず、当市が、民間事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、民間事業者から当該遅延について当市の満足する説明が得られないとき。
- (6) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、本件各工事の引渡完了予定日から30日が経過しても各改築対象施設の引渡しが行われないうとき、又は明らかに引渡しの見込みがないとき。
- (7) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、事業開始予定日から30日が経過しても運転維持管理業務等が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき。
- (8) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、各改築対象施設に係る運転維持管理業務等の開始予定日から30日が経過しても、当該施設に係る運転維持管理業務等が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき。
- (9) 第56条第5項に基づき解除することができるとき。
- (10) 第55条に定める任意事業が、当市の書面による承諾を得た内容又は条件等と異なる

態様で実施されており、かつ、当市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。

(11) 民間事業者が、正当な理由なく、第 52 条第 1 項の履行の追完を行わず、当市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、民間事業者から当該追完を行わないことについて当市の満足する説明が得られないとき。

(12) 各改築対象施設が契約不適合である場合において、当該契約不適合が重大で本事業の目的を達成することができないものであるとき。

(13) 民間事業者が当市の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

(14) 民間事業者が、第 64 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(15) 前各号に掲げる場合のほか、民間事業者が本契約に違反し、かつ、当市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。

(16) 民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（その役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、この項において「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき（上記イに該当する場合を除く。）

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 民間事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を本契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、当市が民間事業者に対して当該契約の解除を求め民間事業者がこれに従わなかったとき。

（当市の債務不履行による契約解除）

第 6 4 条 民間事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当市に対して通知するこ

とにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 当市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、民間事業者から催告を受けてから 60 日間当該遅滞が治癒しないとき
- (2) 当市の責めに帰すべき事由により、本契約上の民間事業者の義務の履行が不能となったとき
- (3) 当市の責めに帰すべき事由により、当市が本契約上の当市の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、民間事業者から催促を受けてから 90 日間当該不履行が治癒しないとき

（当市の任意による契約解除）

第 65 条 当市は、当市が必要と認める場合には、6 か月以上前に民間事業者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（当市の損害賠償請求等）

第 66 条 当市は、民間事業者に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 各改築対象施設に契約不適合があるとき。
- (2) 第 63 条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、民間事業者が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、民間事業者は、当市の指定する期限までに違約金を支払うものとする。この場合（第 63 条第 3 号又は第 63 条第 16 号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

- (1) 第 63 条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 民間事業者がその債務の履行を拒否し、又は民間事業者の責めに帰すべき事由によって民間事業者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 民間事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 民間事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 民間事業者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された管財人

4 第 2 項の違約金は、同項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第 2 項第 2 号

に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日をいう。以下本条において「第2項各号該当日」という。)が属する期間に応じて、次の各号の定める金額(第63条第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定書第11条により当市に対して違約金又は賠償金が支払われたときは、当該支払済みの金額を控除した金額)とする。なお、該当日が属する期間が複数重なる場合には、各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。

(1) 事業期間中

第2項各号該当日が属する事業年度のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Fの支払予定額の合計相当額(消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。)の10分の1

(2) 改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中

一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に、第2項各号が該当した場合、各期間に対応する改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額(消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。)の10分の1

5 第1項と、第2項から第4項までの各規定は相互に適用を妨げず、重疊的に適用されるものとする。ただし、第2項から第4項までの規定の定めるところにしたがって民間事業者が違約金を支払ったときは、第1項に基づき請求された当市が被った損害額が支払済みの違約金額を上回るときに限り、民間事業者は、その差額を当市の請求するところにしたがって支払えば足りるものとする。

6 前各項の定めにかかわらず、当市は、本契約及び取引上の社会通念に照らして民間事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。ただし、第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合は、この限りでない。

(民間事業者の損害賠償請求等)

第67条 民間事業者は、当市に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これにより民間事業者が被った合理的な範囲の損害請求することができる。

(1) 第64条又は第65条の規定により本契約が解除されたとき。

(2) 当市が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき(第89条の適用がある場合を除く。)

2 前項の定めにかかわらず、民間事業者は、本契約及び取引上の社会通念に照らして当市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。

(各改築対象施設に係る解除の効力)

第68条 当市は、各改築対象施設の引渡し前に本契約が解除された場合においては、処理場施設等更新・耐震化業務（改築工事業務を除く）及び管路施設更新支援業務のうち既に完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときの既履行部分（以下「既履行部分」という。）、及び改築工事業務を実施した各改築対象施設（ただし、既に当市が民間事業者から引渡しを受けているものを除く。）の出来形部分を確認の上、当該確認を受けた部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応するサービス対価（ただし、当市が出来高に対し支払済みの金額（第59条に基づく前払金を含む。）がある場合は当該金額を控除した額）を、別紙7-1、7-2及び7-3に定める支払方法に準じて一括又は分割により民間事業者を支払わなければならない。この場合において、当市は、必要があると認めるときは、その理由を民間事業者へ通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、民間事業者の負担とする。
- 3 当市は、各改築対象施設の引渡し後に本契約が解除された場合において、引渡済みの各改築対象施設に係るサービス対価（ただし、当市が出来高に対し支払済みの金額（第59条に基づく前払金を含む。）がある場合は当該金額を控除した額）で未払いがあるときは、当該未払額を、別紙7-1、7-2及び7-3に定める支払方法に準じて一括又は分割により民間事業者を支払わなければならない。
- 4 当市は、第1項及び第3項に基づく民間事業者に対する支払債務について、第66条の民間事業者に対する損害賠償請求権及び違約金請求権と対当額で相殺することができるものとする。
- 5 民間事業者は、各改築対象施設の引渡し前に本契約が解除された場合において、本事業用地又は各改築対象施設に民間事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（設計受託企業、工事受託企業若しくは工事監理者又はこれらの者からその業務の一部を委任され若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、民間事業者は、当該物件を撤去するとともに、本事業用地及び各改築対象施設を修復し、取り片付けて、当市に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本事業用地又は各改築対象施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、当市は、民間事業者に代わって当該物件を処分し、本事業用地及び各改築対象施設を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、民間事業者は、当市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、当市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 民間事業者は、各改築対象施設の引渡し前に本契約が解除された場合において、第59条の規定により支払を受けた前払金の額が第1項に基づき当市が民間事業者に対して支

払う金額を超過しているときは（当該超過額を「本件超過額」という。以下本項において同じ。）、第 63 条の規定による解除にあつては、本件超過額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、履行期日時点における財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第 64 条、第 65 条、第 75 条第 1 項及び第 79 条第 2 項の規定による解除にあつては、本件超過額を当市に返還しなければならない。

（運転維持管理業務等に係る解除の効力）

第 69 条 本契約が解除された場合、運転維持管理業務等に関して本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 当市は、本契約が解除された日から 10 日以内に、運転維持管理対象施設の現況を確認するものとし、当該確認により、運転維持管理対象施設に民間事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、当市は、民間事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、民間事業者は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を当市に通知しなければならないこととし、当市は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の確認を行わなければならない。
- 3 民間事業者は、本契約の解除後速やかに、当市又は当市の指定する者に対して、運転維持管理対象施設の運転維持管理が適切に実施できるよう運転維持管理業務等に関して必要な事項を説明し、かつ運転維持管理対象施設に関する運転維持管理等に関する記録、要領、運転維持管理マニュアル等、申し送り事項その他資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 民間事業者は、別段の合意のある場合を除き、運転維持管理業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、什器等を撤去しなければならない。
- 5 民間事業者は、第 30 条により当市から提供を受けていた場所を運転維持管理業務等開始前の原状に復して当市に返還しなければならない。ただし、当市の承諾を得た部分についてはこの限りでない。
- 6 前 2 項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に備品、什器等を撤去せず、又は当市から提供を受けていた場所を運転維持管理業務等開始前の原状に回復しないときは、当市は、民間事業者に代わって備品、什器等を処分し、原状回復を行うことができる。この場合において、民間事業者は、当市の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、当市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 7 民間事業者は、運転維持管理業務等の終了に際し、当市から貸与を受けた図書又は備品等がある場合には、当該図書又は備品等を当市に返還しなければならない。この場合において、当該図書又は備品等が民間事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 8 本契約が解除され、第3項の規定にしたがい、当市又は当市の指定する者が運転維持管理業務等の引継ぎを受けた場合、当市は、サービス対価B、サービス対価D及びサービス対価Eの支払残額を、別紙7-1及び7-3に定める支払方法に準じて一括又は分割にて支払う。ただし、民間事業者の責めに帰すべき事由により運転維持管理対象施設が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断される場合、又は本契約が第63条の規定により解除された場合で運転維持管理対象施設が要求水準書で規定する機能・性能が発揮できる状態ではないと認められた場合で、かつ、当市の被る損害額がサービス対価B、サービス対価D及びサービス対価Eの支払残額を上回る場合には、当市は、サービス対価B、サービス対価D及びサービス対価Eの支払残額の支払期限が到来したものとみなして、かかるサービス対価B、サービス対価D及びサービス対価Eの支払残額と当該損害額を相殺することにより、サービス対価B、サービス対価D及びサービス対価Eの支払残額の支払義務を免れることができるものとし、なお、損害があるときは、当市はその賠償を民間事業者に請求することができるものとする。
- 9 民間事業者は、別段の合意のある場合を除き、本契約が解除された後、第3項の引継ぎが終了するまで、運転維持管理業務等を継続しなければならない。
- 10 本契約が解除され、第3項の引継ぎ終了後、民間事業者は、運転維持管理業務等を終了し、運転維持管理業務等に係る費用相当分の未払期間についての第21条に規定する報告書等その他の報告書を速やかに当市に提出し、その確認を受けるものとする。
- 11 本契約解除後、民間事業者が運転維持管理業務等に係る費用が生じた場合は、実際の運転維持管理業務等が実施された期間に応じた日割り額を別紙7-1及び7-3に定める支払方法に準じて民間事業者に支払うものとする。
- 12 運転維持管理業務等の一部が解除された場合、「運転維持管理業務等」を「当該解除された運転維持管理業務等」と読み替えて、第4項ないし第7項、第9項ないし前項を適用する。
- 13 民間事業者は、本契約終了後1年を経過する日までに、運転維持管理対象施設に関して民間事業者の改築工事業務又は運転維持管理業務等に起因する性能未達が指摘された場合は、当市の請求により自己の費用で改修等必要な対応を行い、運転維持管理対象施設の運転維持管理に支障を来さないようにしなければならない。

(期間満了による契約の終了)

- 第70条 民間事業者は、本契約が期間満了により終了する場合は、運転維持管理対象施設を要求水準書に規定する性能及び条件を満たした上で、運転維持管理対象施設の運転維持管理を当市又は当市の指定する者に対して適切に引継がなければならない。
- 2 民間事業者は、事業期間終了予定日の180日前までに、要求水準書にしたがい引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアル(暫定版)その他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成して当市に提出する。

- 3 本契約が期間満了により終了する場合、第 69 条第 3 項ないし第 7 項及び第 13 項の規定を準用する。この場合、「本契約の解除後速やかに」とあるのは「第 70 条第 2 項の引継ぎ文書の提出後速やかに」と読み替えるものとする。
- 4 事業期間終了日の 180 日前から 90 日前までの間に、民間事業者は全ての運転維持管理対象施設を対象に、施設機能確認として、事業期間終了後 1 年以内に改築等が予定されている施設を除き、改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することなく、要求水準書で規定する機能・性能を発揮し、継続して運転管理することに支障のない状態であることを確認し、事業期間終了日の 30 日前までに、確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、当市に提出するものとする。
- 5 当市は、事業期間終了時に、全ての運転維持管理対象施設を対象に、当市又は当市が指名する者による施設機能確認を行うものとし、その結果適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められた場合には、民間事業者に対してその機能回復を求めるものとし、この場合、民間事業者は自らの費用負担により施設の機能回復を図らなければならない。

(保全義務)

第 7 1 条 民間事業者は、契約解除の通知の日から第 68 条第 1 項の規定による確認部分の引渡し又は第 69 条第 3 項（第 70 条第 3 項により準用する場合を含む。）の規定による運転維持管理業務等引継ぎ完了の時まで、各改築対象施設の出来形部分又は運転維持管理対象施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(引継ぎ書類等の引渡し等)

第 7 2 条 民間事業者は、第 68 条第 1 項の規定による確認部分の引渡し及び第 69 条第 3 項（第 70 条第 3 項により準用する場合を含む。）の規定による運転維持管理業務等引継ぎ完了と同時に、設計図書その他各改築対象施設の改築工事業務に係る書類及び運転維持管理対象施設の運転維持管理等に必要な一切の書類（以下「引継ぎ書類等」という。）を当市に引き渡さなければならない。

- 2 当市は、本契約にしたがい引渡しを受けた引継ぎ書類等を運転維持管理対象施設の運転維持管理等のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。民間事業者は、当市による引継ぎ書類等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第 9 章 法令変更・不可抗力

(法令変更の場合の通知等)

第73条 民間事業者は、本契約の締結後における法令変更により損害(当該法令変更への対応に要する増加費用を含むが、民間事業者の逸失利益は含まない。以下本条ないし第75条及び別紙8において同じ。)が発生し、又は本契約上の義務の全部若しくは一部の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を当市に対して通知する。この場合、民間事業者は、当該法令変更が発生した日以降、当該法令変更により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れるものとし、当市は当該履行不能となった義務の履行不能期間に対応する対価の支払を免れる。ただし、民間事業者は、当該法令変更により当市に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(法令変更に関する協議及び損害の負担等)

第74条 前条の場合、当市及び民間事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更に対応するため速やかに、本契約、要求水準書又は設計図書の変更並びに損害の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更の公布日から120日以内に当市及び民間事業者が合意に至らない場合、当市は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を民間事業者に対して通知し、民間事業者は、これにしたがい本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担は、別紙8に定める負担割合によるものとする。
- 3 法令変更により民間事業者が運転維持管理業務等の一部を履行できなかった場合、当市は、民間事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を当該履行できなかった業務に対する対価から減額することができるものとする。
- 4 当市又は民間事業者は、前3項の場合において、対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対して対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。
- 5 法令変更に起因して、各改築対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、当市及び民間事業者は協議の上、本件各工事の引渡完了予定日を変更することができる。

(法令変更による契約の終了)

第75条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、当市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、当市は、民間事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第68条又は第69条の規定に従う。
- 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の当市と民間事業者の負担割合は、別紙8のとおりとする。

(不可抗力の場合の通知等)

第76条 民間事業者は、不可抗力により、損害(当該不可抗力への対応に要する増加費用を含むが、民間事業者の逸失利益は含まない。以下本条ないし第79条及び別紙9において同じ。)が発生し、又は本契約上の義務の全部又は一部の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を当市に対して通知する。この場合、民間事業者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れるものとし、当市は当該履行不能となった義務の履行不能期間に対応する対価の支払を免れる。ただし、民間事業者は、当該不可抗力により当市に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力に関する協議及び損害の負担等)

第77条 前条の場合、当市及び民間事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに、本契約、要求水準書又は設計図書の変更並びに損害の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に当市及び民間事業者が合意に至らない場合、当市は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を民間事業者に対して通知し、民間事業者は、これにしたがい本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担は、別紙9に定める負担割合によるものとする。
- 3 不可抗力により民間事業者が運転維持管理業務等の一部を履行できなかった場合、当市は、民間事業者が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を当該履行できなかった業務に対する対価から減額することができるものとする。
- 4 不可抗力に起因して、各改築対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、当市及び民間事業者は協議の上、本件各工事の引渡完了予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第78条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は運転維持管理対象施設若しくは各改築対象施設に重大な損害が発生した場合、民間事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第79条 第77条の規定にかかわらず、不可抗力により、当市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、当市は、民間事業者と協議しなければならない。

- 2 前項の協議にあたっては、当市及び民間事業者は、協議に係る期間を定めることとし、

当該協議期間を経過しても協議が調わない場合、又は協議に係る期間が定められず、不可抗力の日から 30 日を経過しても協議が調わない場合には、当市は、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 3 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 68 条又は第 69 条の規定に従う。
- 4 第 2 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の当市と民間事業者の負担割合は、別紙 9 のとおりとする。

第 10 章 特許権、著作権等

(特許権等の使用)

第 80 条 民間事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、民間事業者がその存在を知らなかったときは、当市は、民間事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の実施権及び使用権の付与)

第 81 条 民間事業者は、当市が本件各工事の実施並びに各改築対象施設の運転維持管理に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権及び使用権（当市から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で当市に付与し、又は当該特許権等の権利者をして当市に付与せしめる。かかる特許権等の詳細は、別紙 10 記載のとおりとする。

- 2 前項に規定する、民間事業者が保有する特許権等についての実施権又は使用権は、本契約終了後も各改築対象施設の存続中は有効に存続する。また、民間事業者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が民間事業者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権及び使用権の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより当市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 民間事業者は、サービス対価が、第 1 項の特許権等の実施権及び使用権の付与その他の権限の当市による取得の対価及び民間事業者が本契約又は当市の請求に基づき当市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等（以下これらを総称して「成果物」という。）の使用に対する対価を含むものであることを確認する。
- 4 第 1 項の規定により民間事業者が取得した実施権又は使用権のうち、本契約終了後において、当市が各改築対象施設を稼働させ、運転維持管理するために必要なものについて

は、民間事業者は、当該実施権又は使用権を当市に付与し、又は当該特許権等の権利者をして当市に付与せしめる。

(著作権の譲渡等)

第82条 民間事業者は、各改築対象施設その他の成果物（業務を行う上で得られた記録等を含み、以下本条及び次条においてこれらを総称して「成果物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る民間事業者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に当市に無償で譲渡する。

2 当市は、成果物等が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物等の内容を民間事業者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物等が著作物に該当する場合には、民間事業者が承諾したときに限り、既に民間事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 民間事業者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、当市は、成果物等が著作物に該当しない場合には、当該成果物等の内容を民間事業者の承諾なく自由に改変することができる。

4 民間事業者は、成果物等が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当市が承諾した場合には、当該成果物等を使用又は複製し、また、第91条の規定にかかわらず当該成果物等の内容を公表することができる。

5 当市は、民間事業者が成果物等の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、民間事業者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作権の侵害防止)

第83条 民間事業者は、成果物等が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを当市に対して保証する。

2 民間事業者は、成果物等が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、民間事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

第11章 その他

(条件変更等)

第84条 民間事業者は、本事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに当市に通知しなければならない。

- (1) 要求水準書の誤りがあること。
 - (2) 本事業用地、運転維持管理対象施設又は各改築対象施設に関して、重大な瑕疵（募集要項等に明示されていた条件と異なる場合、又はそれぞれについて法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさない場合であって募集要項等及び本契約締結前に民間事業者又は構成企業が知り得た情報から合理的に予測できないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。）があること
 - (3) 本契約及び募集要項等で明示されていない事情により、本事業の業務内容の変更が必要と認められる特別の状態が生じたこと。
- 2 当市は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を民間事業者に通知して、要求水準書の変更を協議しなければならない。

(当市の請求による要求水準書の変更)

第85条 当市は、本契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化等、当市及び民間事業者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を民間事業者に請求することができるものとする。

- 2 民間事業者は、前項の規定による当市の請求の通知から10日以内に、その対応可能性、事業日程変更の要否及び費用見込額を当市に対し通知し、当市と協議を行わなければならない。
- 3 第1項の請求の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合には、当市は、要求水準書、事業日程又は対価を変更し、民間事業者に通知することができる。かかる変更により増加費用又は損害が生じた場合には、当市がこれを合理的な範囲で負担する。ただし、民間事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合又は民間事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合は、この限りでない。また、かかる変更により民間事業者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果にしたがい、対価を減額する。
- 4 前項に基づき要求水準書を変更するときは、変更内容に応じ、当市が要求水準書を、民間事業者が提案書類及び本契約に基づき作成した設計図書及び運転維持管理マニュアル等を、それぞれ適切に変更する。

(民間事業者の提案又は請求による要求水準書の変更)

第86条 民間事業者は、要求水準書に定める事項について、要求水準を変更することなく技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他業務改善事項（改善ないし効率化する事項を含む。）を発見し、又は発案したときは、当市に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書又は提案書類の変更を提案することができる。かかる場合、当市は、民間事業者との協議に応じなければならない。当市は、かかる協議が整った場合、必要に応じて要求水準書の変更を行うものとし、この場合の事業期間又は対価の変更については、当市及び民間事業者の合意したところによるものとする。

2 前項に規定するほか、民間事業者は、本契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令変更及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を当市に請求することができる。かかる場合、当市は、民間事業者との協議に応じなければならない。当市は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の対価の変更については、当市及び民間事業者の合意したところによるものとする。

3 前2項に基づき要求水準書又は提案書類を変更するときは、当市及び民間事業者で協議の上、変更内容に応じ、当市が要求水準書を、民間事業者が提案書類及び本契約に基づき作成した設計図書及び運転維持管理マニュアル等を、それぞれ適切に変更する。

4 当市は、第1項に規定する民間事業者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、当市及び民間事業者の合意したところに基づき本契約の内容を変更することができる。

(プロフィットシェア)

第87条 当市は、要求水準書にしたがって、民間事業者が契約期間中に行う業務改善提案であって、事業実施計画書の内容に係る変更を必要とする場合、要求水準書の内容に係る変更を必要とする場合、又は民間事業者の費用負担により施設の改良等を行う場合であって（ただし国の交付金又は補助金等の対象となる規模のものは含まない。）、これにより民間事業者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用の減少（プロフィット）に応じてサービス対価を減額する。

2 前項の民間事業者が負担する費用の減少が見込まれる額は、当市と民間事業者が協議して定めるものとするが、当該額の100分の50に相当する額は減額しないものとする（プロフィットシェア）。

(公租公課の負担)

第88条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て民間事業者の負担とする。

(遅延利息)

第89条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に基づき行うべき相手方への支払を遅延した場合、その支払義務を負う者は、その相手方に対し、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日から当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(金融機関との協議)

第90条 当市は、本事業の継続性を確保するため、民間事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第91条 当市及び民間事業者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 当市及び民間事業者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発、取得した情報

3 第1項の規定にかかわらず、当市及び民間事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等にしがたい開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 当市及び民間事業者につき守秘義務契約を締結した当市のアドバイザー業務受託者及び民間事業者の下請企業に開示する場合
- (5) 当市が運転維持管理対象施設の運転維持管理に関する業務を民間事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

- 4 民間事業者は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、上山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 前4項の定めは、当市及び民間事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

（契約上の地位の譲渡等）

第92条 民間事業者は、当市の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して当市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位若しくは債権又は各改築対象施設の出来形の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。

（管轄裁判所）

第93条 本契約に関して発生した全ての紛争は、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義に関する協議）

第94条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、当市及び民間事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

（その他）

- 第95条 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、勧告、承諾及び解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、当市及び民間事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
- 2 本契約の履行に関して当市と民間事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約の履行に関して当市と民間事業者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、提案書類又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、募集要項等、提案書類又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令にしたがって解釈するものとする。

[条項以上]

別紙 1 用語の定義集（五十音順）

1. 「運転維持管理業務等」とは、処理場施設等運転・維持管理業務、管路施設維持管理業務及び浄化槽管理業務をいう。
2. 「運転維持管理受託企業」とは、優先交渉権者の構成企業のうち、民間事業者から直接運転維持管理業務等を直接受託し又は請け負う者である〇〇〇〇をいう。
3. 「運転維持管理対象施設」とは、本契約、募集要項等及び提案書類に基づき、民間事業者が運転維持管理業務を行う、上山市浄水センター、マンホールポンプ場（公共下水道事業）、管路施設（公共下水道事業）、農業集落排水処理施設、中継ポンプ場（農業集落排水事業）、管路施設（農業集落排水事業）及び合併処理浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業施設）をいう。各施設の詳細は要求水準書別紙 1 のとおりであり、第 47 条の引渡し後の各改築対象施設を含むものとする。
4. 「改築」とは、更新及び長寿命化対策の総称をいう。
5. 「改築工事業務」とは、処理場施設等更新・耐震化業務のうち改築工事業務をいい、詳細は要求水準書第 3 章第 3 節（3）に規定される業務をいい、「本件各工事」の定義に定める一工事単位の区分に応じた改築工事業務それぞれを個別に、又は総称していう。なお、当市が必要であると判断したときに当市が行う各改築対象施設の改築工事を除く。
6. 「改築実施基本協定」とは、第 36 条第 3 項の規定に基づき、当市と民間事業者の間で、本事業期間中の 5 事業年度毎に、当該期間中に実施される改築設計業務及び改築工事業務に関して締結される別紙 3 の様式による協定をいう。
7. 「改築設計業務」とは、処理場施設等更新・耐震化業務のうち改築設計業務をいい、詳細は要求水準書第 3 章第 3 節（2）に規定される業務をいい、「本件各工事」の定義に定める一工事単位の区分に応じた改築設計業務それぞれを個別に、又は総称していう。
8. 「各改築対象施設」とは、要求水準書別紙 11 に規定する改築設計業務及び改築工事業務を行う上山市浄水センター及び各マンホールポンプ場（公共下水道事業）の構造物及び設備を個別に、又は総称していう。
9. 「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。民間事業者の行う行為を当市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、当市は何ら責任を負うものではなく、また、民間事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
10. 「関連工事」とは、当市の発注に係る第三者の施工する他の工事であって、本件各工事に施工上密接に関連するものをいう。
11. 「管路施設維持管理業務」とは、管路施設（公共下水道事業）（農業集落排水事業）の計画的維持管理業務、住民対応等業務、修繕業務、産業廃棄物等処分業務、情報管理

業務をいい、詳細は要求水準書第3章第4節に規定される業務をいう。

12. 「管路施設更新支援業務」とは、管路施設（公共下水道事業）のストックマネジメント計画作成業務をいい、詳細は要求水準書第3章第5節に規定される業務をいう。
13. 「協議」とは、書面により、募集要項等で示した協議事項について、当市と民間事業者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
14. 「協力企業」とは、民間事業者への出資を行わない者であって、本事業の実施に際して、民間事業者又は構成企業から、処理場施設等運転・維持管理業務、処理場施設等更新・耐震化業務又は〇〇のうち一部を請負又は受託することを予定している者を個別に、又は総称していう。
15. 「基本協定書」とは、当市と本事業の優先交渉権者の構成企業のうち、〇〇〇〇（代表企業）、〇〇〇〇（構成企業）及び〇〇〇〇（構成企業）との間で、〇年〇月〇日付で締結された上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書をいう。
16. 「許認可」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
17. 「工事監理者」とは、優先交渉権者の構成企業のうち、民間事業者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者である〇〇〇〇をいう。
18. 「工事受託企業」とは、優先交渉権者の構成企業のうち、民間事業者から直接工事業務を受託し又は請け負う者である〇〇〇〇をいう。
19. 「更新」とは、要求水準書に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいい、「下水道施設の改築について」（令和4年4月1日・国水下事第67号 下水道事業課長通知）に示される小分類単位以上のものを取り替えることをいう。
20. 「構成企業」とは、優先交渉権者を構成する企業を個別に、又は総称していう。
21. 「サービス対価」とは、当市が民間事業者に支払う本事業の実施に対する対価の総額（サービス対価A、サービス対価B、サービス対価C、サービス対価D、サービス対価E及びサービス対価Fの総額）をいい、その算出方法及び支払方法は別紙7-1、7-2及び7-3によるものとする。
22. 「サービス対価A」とは、処理場施設等更新・耐震化業務のうち改築設計業務及び改築工事業務に対する対価であり、別紙7-1、7-2及び7-3により算出されるサービス対価Aをいう。
23. 「サービス対価B」とは、処理場施設等運転・維持管理業務のうち修繕業務を除く各業務、管路施設維持管理業務のうち住民対応等業務及び修繕業務を除く各業務、並びに浄化槽管理業務のうち修繕業務を除く各業務に対する対価であり、別紙7-1、7-2及び7-3により算出されるサービス対価Bをいう。
24. 「サービス対価C」とは、処理場施設等更新・耐震化業務のうちストックマネジメント計画作成業務、耐震診断業務及び工事監理業務並びに管路施設更新支援業務として

のストックマネジメント計画作成業務に対する対価であり、別紙7-1、7-2及び7-3により算出されるサービス対価Cをいう。

25. 「サービス対価D」とは、管路施設維持管理業務のうち住民対応等業務に対する対価であり、別紙7-1、7-2及び7-3により算出されるサービス対価Dをいう。
26. 「サービス対価E」とは、処理場施設等運転・維持管理業務のうち修繕業務、管路施設維持管理業務のうち修繕業務及び浄化槽管理業務のうち修繕業務に対する対価であり、別紙7-1、7-2及び7-3により算出されるサービス対価Eをいう。
27. 「サービス対価F」とは、処理場施設等更新・耐震化業務のうち耐震補強設計業務に対する対価であり、別紙7-1、7-2及び7-3により算出されるサービス対価Fをいう。
28. 「事業開始予定日」とは、運転維持管理業務等の開始予定日である令和9年9月1日をいう。
29. 「事業期間」とは、令和9年9月1日から令和19年8月31日までの期間をいう。ただし、同日以前に本契約が解除された場合又は本契約上の規定にしたがって終了した場合は、本契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
30. 「事業終了予定日」とは、運転維持管理業務等の終了予定日である令和19年8月31日をいう。
31. 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌暦年の3月31日に終了する1年間をいう（ただし、初年度は、本契約締結日から翌暦年の3月31日までの期間をいう。）。
32. 「修繕」とは、老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り替え、機能や状態を回復することをいう。
33. 「受託企業」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を民間事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者をいう。
34. 「浄化槽管理業務」とは、合併処理浄化槽の浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条検査、保守点検業務及び修繕業務をいい、詳細は要求水準書第3章第6節に規定される業務をいう。
35. 「承諾」とは、民間事業者が書面で申し出た必要な事項について、当市が書面により同意することをいう。なお、承諾は民間事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまで当市の観点から承諾するものであり、承諾によって当市は何ら責任を負うものではなく、また、民間事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
36. 「処理場施設等運転・維持管理業務」とは、上山市浄水センター、マンホールポンプ場（公共下水道事業）、農業集落排水処理施設、及び中継ポンプ場（農業集落排水事業）の運転操作監視業務、保守点検業務、修繕業務、調達管理業務、情報管理業務、産業廃棄物等処分業務、緊急時対応業務及びその他業務をいい、詳細は要求水準書第

- 3章第2節に規定される業務をいう。
37. 「処理場施設等更新・耐震化業務」とは、各改築対象施設のストックマネジメント計画作成業務、改築設計業務、改築工事業務、耐震診断業務、耐震補強設計業務及び工事監理業務をいい、詳細は要求水準書第3章第3節に規定される業務をいう。
38. 「設計業務」とは、改築設計業務及び耐震補強設計業務をいい、「本件各工事」の定義に定める一工事単位の区分に応じた設計業務それぞれを個別に、又は総称していう。
39. 「設計受託企業」とは、優先交渉権者の構成企業のうち、直接民間事業者から設計業務を受託し又は請け負う者である〇〇〇〇をいう。
40. 「ストックマネジメント計画」とは、ストックマネジメント修繕・改築計画及びストックマネジメント点検・調査計画をいう。
41. 「ストックマネジメント修繕・改築計画」とは、民間事業者が、第35条第2項の規定に基づき作成する各改築対象施設の改築設計及び改築工事に係る更新計画（案）並びに第35条第3項の規定に基づき作成する公共下水道事業の污水管路の改築設計及び改築工事に係る更新計画（案）をいい、第1期（令和10年度から5か年分）及び第2期（令和15年度から5か年分）の計画をそれぞれ個別に、又は総称していう。
42. 「ストックマネジメント点検・調査計画」とは、民間事業者が、第35条第3項の規定に基づき作成する公共下水道事業の污水管路に係る点検・調査計画（案）をいい、第1期（令和10年度から5か年分）及び第2期（令和15年度から5か年分）の計画をそれぞれ個別に、又は総称していう。
43. 「設計図書」とは、改築設計業務に基づく各改築対象施設の改築工事業務に係る工事の設計図その他の成果物、又は耐震補強設計業務に基づく上山市浄水センターの耐震補強に係る工事の設計図その他の成果物であって、改築設計業務にあつては要求水準書別紙12、耐震補強設計業務にあつては要求水準書別紙15に規定される成果品をいう。
44. 「耐震補強設計業務」とは処理場施設等更新・耐震化業務のうち耐震補強設計業務をいい、詳細は要求水準書第3章第3節（5）に規定される業務をいう。
45. 「代表企業」とは、構成企業の中から構成企業を代表する者として構成企業が選定した〇〇〇〇をいう。
46. 「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の施設、設備の一部を活かしながら部分的に新しくすることをいう。
47. 「提案書類」とは、本事業の応募手続において、優先交渉権者が当市に対して提出した提案書類、当市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が当市に対し、基本協定書締結までに提出した一切の書類をいう。
48. 「当市」とは、上山市をいう。
49. 「任意事業」とは、事業に係る全ての費用を民間事業者自らの負担で行う独立採算の事業であり、当市と民間事業者との協議の結果、当市にとって有益であると認められ

る場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。

50. 「年度実施協定（設計業務）」とは、第37条第3項の規定に基づき、当市と民間事業者の間で、一事業年度中毎に、当該期間中に実施される設計業務に関して締結される別紙4の様式による協定をいう。
51. 「年度実施協定（改築工事業務）」とは、第41条第3項の規定に基づき、当市と民間事業者の間で、一事業年度毎に、当該期間中に実施される改築工事業務に関して締結される別紙5の様式による協定をいう。
52. 「引継ぎ期間」とは、本契約の締結の日から令和9年8月31日までの期間をいう。
53. 「不可抗力」とは、当市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象のうち通常予見不可能なものをいう。
54. 「附帯事業」とは、当市の下水道事業の課題について、現状の問題や機能の改良提案、事業化のための交付金制度の活用等を民間事業者の責任のもと提案し、当市と民間事業者との協議の結果、当市にとって有益であると認められる場合に本事業の対象業務として追加することができる事業をいう。
55. 「法令等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するもの（国補助金制度に係る交付要綱を含む。）をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
56. 「法令変更」とは、法令等の新設又は変更をいう。
57. 「本議決権株式」とは、民間事業者の発行する株式のうち、株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。
58. 「本業務」とは、処理場施設等運転・維持管理業務、処理場施設等更新・耐震化業務、管路施設維持管理業務、管路施設更新支援業務、浄化槽管理業務、附帯事業及び任意事業をいう。
59. 「本件各工事」とは、各改築対象施設である上山市浄水センター、各マンホールポンプ場（公共下水道事業）の各改築工事業務に係る工事それぞれを個別に、又は総称していう。なお、一工事単位の区分は、要求水準書別紙11に定めるとおりとする。
60. 「本件各工事期間」とは、本件各工事の各着工日から各引渡完了日までの期間を個別に、又は総称していう。
61. 「本件各工事の着工日」とは、民間事業者が本件各工事にそれぞれ着工した日を個別に、又は総称していう。
62. 「本件各工事の着工予定日」とは、民間事業者が本件各工事にそれぞれ着工する予定日を個別に、又は総称していう。
63. 「本件各工事の引渡完了日」とは、本件各工事がそれぞれ完了（各改築対象施設その他の成果物の引渡しを含む。）した日を個別に、又は総称していう。
64. 「本件各工事の引渡完了予定日」とは、本件各工事がそれぞれ完了（各改築対象施設

その他の成果物の引渡しを含む。)する予定日を個別に、又は総称していう。

65. 「本事業」とは、上山市下水道施設包括的管理等事業をいう。
66. 「本事業開始日」とは、民間事業者が本契約にしたがって運転維持管理業務等を開始した日をいう。
67. 「本事業用地」とは、運転維持管理対象施設及び各改築対象施設が所在する土地を個別に又は総称していう。
68. 「募集要項等」とは、本事業に関して当市が令和8年3月31日に公表した「上山市下水道施設包括的管理等事業 募集要項」(その後の変更を含む。)及び募集要項と一体の資料として当市が公表したその他の添付資料(その後の変更を含む。ただし、基本協定書(案)及び事業契約書(案)を除く。)並びにこれらに係る質問回答書をいう。
69. 「民間事業者」とは、基本協定書第7条の規定に基づき本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
70. 「優先交渉権者」とは、本事業に関し当市が実施した公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定された〇〇〇〇グループをいう。
71. 「要求水準」とは、当市が本事業の実施にあたり、本契約に基づき民間事業者に履行を求める業務水準をいう。なお、提案書類に記載された提案内容が本契約又は募集要項等に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
72. 「要求水準書」とは、当市が募集要項等と一体の資料として公表した「上山市下水道施設包括的管理等事業 要求水準書」(その後の変更を含む。)及びこれらに係る質問回答書をいう。

別紙2 民間事業者が加入すべき保険等
【提案書類に基づき記載する。】

別紙3 改築実施基本協定

上山市（以下「当市」という。）と〇〇〇〇（以下「民間事業者」という。）とは、上山市下水道施設包括的管理等事業における上山市浄水センター及びマンホールポンプ場（公共下水道事業）の改築設計業務及び改築工事業務に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、当市と民間事業者との間で令和〇年〇月〇日付で締結した上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。

（改築設計業務及び改築工事業務の内容及びその範囲）

第1条 令和〇年度から令和〇年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築設計業務及び改築工事業務を、事業契約に基づく改築設計業務及び改築工事業務の対象とする。

（改築設計業務及び改築工事業務に要する費用）

第2条 第1条に定める期間の改築設計業務及び改築工事業務に要する費用の予定額は、金〇円とし、各事業年度における改築設計業務及び改築工事業務に要する費用の予定額は、以下のとおりとする。

令和〇年度：改築設計業務	金〇円	改築工事業務	金〇円
令和〇年度：改築設計業務	金〇円	改築工事業務	金〇円
令和〇年度：改築設計業務	金〇円	改築工事業務	金〇円
令和〇年度：改築設計業務	金〇円	改築工事業務	金〇円
令和〇年度：改築設計業務	金〇円	改築工事業務	金〇円

（改築設計業務及び改築工事業務の実施）

第3条 民間事業者は、事業契約、本基本協定及び年度実施協定（設計業務）、年度実施協定（改築工事業務）で定めるところにより、改築設計業務及び改築工事業務を行う。

（費用の支出）

第4条 各事業年度の改築設計業務及び改築工事業務に要する費用の負担については、事業契約及び年度実施協定（設計業務）、年度実施協定（改築工事業務）の定めるところによる。

2 当市は、前項の費用のうち当市が負担すべき額を、事業契約及び年度実施協定（設計業務）、年度実施協定（改築工事業務）の定めるところにより、民間事業者を支払う。

(報告等)

第5条 民間事業者は、各事業年度の改築設計業務及び改築工事業務に関し建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに当市にその概要を通知するものとする。

2 当市は、改築設計業務及び改築工事業務の実施に関し必要があると認めるときは、事業契約の規定に基づき民間事業者に報告を求めることができる。

(年度実施協定(設計業務))

第6条 当市と民間事業者とは、事業契約にしたがって、各事業年度に行う改築設計業務の内容及びその範囲、完了期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定(設計業務)を毎事業年度締結するものとする。

(年度実施協定(改築工事業務))

第7条 当市と民間事業者とは、事業契約にしたがって、各事業年度に行う改築工事業務の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定(改築工事業務)を毎事業年度締結するものとする。

(本基本協定の効力)

第8条 本基本協定は、本基本協定に基づく全ての年度実施協定(設計業務)及び年度実施協定(改築工事業務)がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第9条 本基本協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、当市及び民間事業者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

上山市

民間事業者

改築設計業務、改築工事業務の対象及びその範囲

【ストックマネジメント修繕・改築計画に基づき記載する。】

別紙4 年度実施協定（設計業務）

上山市（以下「当市」という。）と〇〇〇〇（以下「民間事業者」という。）とは、上山市下水道施設包括的管理等事業に関して締結された当市と民間事業者の間の令和〇年〇月〇日付上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）及び令和〇年〇月〇日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和〇年度における上山市浄水センター及びマンホールポンプ場（公共下水道事業）の設計業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（設計業務対象、完了期限及びサービス対価）

第1条 事業契約に基づき令和〇年度において民間事業者が実施する設計業務の業務対象、完了期限及びサービス対価（特別調査に係る費用を除く。）は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度業務」という。）。

なお、特別調査に係る費用は、別途、実績に応じて支払うものとする。

設計業務対象：

完了期限：

サービス対価A又はF：

（費用の支払）

第2条 当市は、事業契約に定めるところにより、本年度業務完了後、当該業務の対価としてサービス対価A又はサービス対価Fを民間事業者に支払う。

（本年度実施協定の効力）

第3条 本年度実施協定は、前条に基づく当市によるサービス対価A又はサービス対価Fの支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第4条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書2通を作成し、当市及び民間事業者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

上山市

民間事業者

別紙5 年度実施協定（改築工事業務）

上山市（以下「当市」という。）と〇〇〇〇（以下「民間事業者」という。）とは、上山市下水道施設包括的管理等事業（以下「本事業」という。）に関して締結された当市と民間事業者の間の令和〇年〇月〇日付上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）及び令和〇年〇月〇日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和〇年度における上山市浄水センター及びマンホールポンプ場（公共下水道事業）の改築工事業務に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出、及び工事金額）

第1条 事業契約及び本基本協定に基づき令和〇年度において民間事業者が実施する改築工事業務の工事名、工事区分、完成期限、年度支出及び工事金額は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分※	完成期限	年度支出			工事金額
			令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	
〇〇工事			〇円	〇円	〇円	〇円
〇〇工事			〇円	〇円	〇円	〇円
〇〇工事			〇円	〇円	〇円	〇円
当該年度支出合計			〇円	〇円	〇円	〇円

※当該事業年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前事業年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載する。

（費用の支払）

第2条 当市は、事業契約に定めるところにより、改築工事業務の実施に対して当市が支払うべき額を、サービス対価Aとして民間事業者を支払う。

（本年度実施協定の効力）

第3条 本年度実施協定は、前条に基づく当市によるサービス対価Aの支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第4条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書2通を作成し、当市及び民間事業者は記名押印し、

それぞれ1通を保有する。

令和○年○月○日

上山市

民間事業者

別紙6 契約不適合責任に係る保証書

令和〇年〇月〇日

上山市長 山本幸靖 殿

保証書

[工事受託企業名] (以下「保証人」という。) は、上山市下水道施設包括的管理等事業 (以下「本事業」という。) に関連して [民間事業者名] (以下「民間事業者」という。) が上山市 (以下「当市」という。) との間で令和〇年〇月〇日付で締結した上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書 (以下「事業契約」という。) に基づいて民間事業者が当市に対して負担する本保証書第1条の債務 (以下「主債務」という。) を、民間事業者と連帯して保証するものとする。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、民間事業者が負う、事業契約第52条に基づく契約不適合責任を、民間事業者と連帯して保証するものとする。

(通知義務)

第2条 当市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、当市による通知の内容にしたがって、当然に変更されるものとする。

(保証債務の履行の請求)

第3条 当市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、当市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。当市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく民間事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証書を解約することができない。

2 本保証書は、事業契約に基づく民間事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、保証人の当市に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第6条 本保証書に関する紛争は、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令にしたがって解釈するものとする。

令和〇年〇月〇日

保証人

[所在地]

[名 称]

[代表者 役職 氏名]

印

別紙 7-1 対価の構成及び支払方法

1. サービス対価の構成及び支払

サービス対価は、下表の項目により構成される。

当市は、民間事業者に対し、本業務に対する対価として、下表の項目により構成される各サービス対価を支払う。その対価の算出方法及び支払方法等は第2項以下に定めるとおりとする。

表 サービス対価の構成

サービス対価の種類	対象業務	対象施設	対象となる費用
サービス対価A	<ul style="list-style-type: none"> 改築設計業務 改築工事業務 	<ul style="list-style-type: none"> 上山市浄水センター マンホールポンプ場 (公共下水道事業) 	左記業務の費用
サービス対価B	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理、危機管理対応、安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> 全施設 	左記業務の費用並びにSPC組成・運営費用、公租公課の費用
	<ul style="list-style-type: none"> 運転操作監視業務 保守点検業務 調達管理業務（水道・ガス、電力、通信、薬品類・燃料の消耗品等） 情報管理業務 産業廃棄物等処分業務 緊急時対応業務 その他の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 上山市浄水センター マンホールポンプ場 (公共下水道事業) 農業集落排水処理施設 中継ポンプ場（農業集落排水事業） 	左記業務の費用
	<ul style="list-style-type: none"> 計画的維持管理業務 産業廃棄物等処分業務 情報管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業の管路施設 農業集落排水事業の管路施設 	
	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法第11条検査 保守点検業務 	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽 	
サービス対価C	<ul style="list-style-type: none"> 工事監理業務 	<ul style="list-style-type: none"> 上山市浄水センター マンホールポンプ場（公共下水道事業） 	左記業務の費用
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断業務 	<ul style="list-style-type: none"> 上山市浄水センター 	
	<ul style="list-style-type: none"> ストックマネジメント計画作成業務 	<ul style="list-style-type: none"> 上山市浄水センター マンホールポンプ場 (公共下水道事業) 公共下水道事業の管路施設 	

サービス 対価D	・ 住民対応等業務	・ 公共下水道事業の管路 施設 ・ 農業集落排水事業の管 路施設	左記業務の費用
サービス 対価E	・ 修繕業務	・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場 （公共下水道事業） ・ 公共下水道事業の管路 施設 ・ 農業集落排水処理施設 ・ 中継ポンプ場（農業集 落排水事業） ・ 農業集落排水事業の管 路施設 ・ 合併処理浄化槽	左記業務の費用
サービス 対価F	・ 耐震補強設計業務	・ 上山市浄水センター	左記業務の費用

2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

募集要項等及び提案書類にしたがい本契約締結時点で算定された各サービス対価及び支払条件は別紙7-3に定めるとおりである。支払額の確定及び変更方法並びに支払方法等の詳細は次のとおりである。

(1) サービス対価A

ア 対価の算出方法

サービス対価Aの算出方法は別紙7-2で定める方法による。

イ 対価の支払方法

(ア) 当市は、サービス対価A（特別調査に係る費用をのぞく。）の支払については、第59条に基づき前払金（中間前払金を含む。以下、本別紙において同じ。）の支払を当市に請求することができ、当市は、民間事業者から請求を受けて前払金を支払う。

(イ) 当市は、改築設計業務に係る対価は第38条に規定する各改築設計業務それぞれの完了後、改築工事業務に係る対価は第45条に規定する各業務完了証それぞれの交付後、サービス対価Aから支払済みの前払金を控除した後の残額を、民間事業者から請求を受けて支払う。ただし、特別調査に係る費用は部分払の対象外とする。

(ウ) 前(イ)にかかわらず、各改築工事業務に係るサービス対価A（前払金を除く。）の支払については、当市は、次の①から⑥に定めるところにより、民間事業者の請求を受けて支払う。

- ① 当市は、年度実施協定（改築工事業務）に定めるサービス対価Aの金額を元に、各会計年度1回、第43条に基づく出来高検査により当市の確認を受けた出来高に相応するサービス対価A相当額（以下「部分払基準額」という。）以内の額を、②

から⑤までに定めるところにより、民間事業者に支払う（以下「部分払」という。）。

- ② 民間事業者は、第 43 条に基づく出来高検査による当市の確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、当市は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払により当該改築工事業務に係るサービス対価 A を支払わなければならない。
- ③ 部分払により支払うサービス対価 A の額は、各改築工事業務それぞれにつき、次の式により算定する。この場合において部分払基準額は、年度実施協定（改築工事業務）に定めるサービス対価 A の金額を上限として、当市と民間事業者とが協議して定める。ただし、当市が上記②の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、当市が定め、民間事業者に示すものとする。

〔計算式〕

$$\text{部分払金の額} \leq \text{部分払基準額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{対象となるサービス対価 A}) - \text{部分払済金額}$$

- ④ 上記①に定める部分払基準額が年度実施協定（改築工事業務）に定めるサービス対価 A の金額を超えた場合、民間事業者は、翌年度の部分払の請求の際に、当該超過額についても部分払を請求することができる。
- ⑤ 上記②の支払期間内に民間事業者が第 59 条第 6 項に規定する超過額を返還しようとするときは、当市は、③に規定する部分払により支払うサービス対価 A の額の中からその超過額を控除することができる。
- ⑥ 当市は、第 45 条に規定する各業務完了証それぞれの交付後、サービス対価 A から支払済みの部分払及び前払金を控除した後の残額を、民間事業者から請求を受けて支払う。

(2) サービス対価 B

ア 対価の算出方法

当市は、民間事業者による対象業務の実施に対するサービス対価 B として、別紙 7-3 に定めるサービス対価 B の金額を民間事業者に支払うものとする。

ただし、産業廃棄物等処分業務に係る対価は、別途、実績に応じて支払うものとする。

イ 対価の支払方法

当市は、サービス対価 B（産業廃棄物等処分業務に係る対価を除く。）の支払については、四半期毎に、年間の支払額の 4 分の 1 相当額を事業期間中に計 40 回支払う。ただし、初年度は、9～12 月分として年間の支払額の 7 分の 4 相当額を、1～3 月分として年間の支払額の 7 分の 3 相当額を、各期間の業務完了後、民間事業者から適切な支払請求書を受理して支払う。また、最終年度は、4～6 月分として年間の支払額の 5 分の 3 相当額を、7、8 月分として年間の支払額の 5 分の 2 相当額を、各期間の業務完了後、民間事業者から適切な支払請求書を受理して支払う。

また、サービス対価Bのうち産業廃棄物等処分業務に係る対価は、四半期毎に（初年度及び最終年度は、上記に定めるサービス対価Bの各請求期間にあわせて）、実績に応じて民間事業者の請求を受けて支払う。

(3) サービス対価C

ア 対価の算出方法

当市は、民間事業者による対象業務の実施に対するサービス対価Cとして、別紙7-3に定めるサービス対価Cの金額を民間事業者に支払うものとする。

イ 対価の支払方法

当市は、サービス対価Cの支払については、各対象業務の完了後、民間事業者から請求を受けて支払う。

(4) サービス対価D

ア 対価の算出方法

当市は、民間事業者によるサービス対価Dの対象業務が発生した場合、提案書類に定める単価に基づきサービス対価Dの金額を算出し、民間事業者に支払うものとする。

イ 対価の支払方法

当市は、サービス対価Dの支払については、対象業務が発生した場合、請求対象となる期間の業務の実績に応じ、四半期毎に、民間事業者の請求を受けて支払う。

(5) サービス対価E

ア 対価の算出方法

①第29条第2項に基づき実施する計画修繕及び②第29条第3項に基づき実施する突発修繕について、提案書類に定める単価に基づき請求対象となる期間の修繕業務の実績に応じてサービス対価Eを算出し、民間事業者に支払うものとする。

イ 対価の支払方法

当市は、サービス対価Eの支払については、四半期毎に、民間事業者の請求を受けて支払う。

なお、サービス対価Eの修繕業務の対価は、各運転維持管理対象施設に係る第31条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり要求水準書別紙7別表14記載に定める年間上限額を上限とするものとする。

(6) サービス対価F

ア 対価の算出方法

民間事業者によるサービス対価Fの対象業務が発生する場合、民間事業者は、要求水準書別紙13にしたがい対象業務の積算を行い、市に提出し、年度実施協定（設計業務）

に定めた金額をサービス対価Fとして民間事業者に支払うものとする。

イ 対価の支払方法

当市は、サービス対価Fの支払については、各対象業務の完了後、民間事業者から請求を受けて支払う。

3. 支払手続

当市は、民間事業者から適切な支払請求書を受理した場合、受理した日から30日以内に当該支払請求書に係るサービス対価を民間事業者に支払うものとする。

4. サービス対価の改定及び変更

(1) 物価変動等による改定

サービス対価B～Fに該当する各業務のうち、下表「サービス対価の改定の指標」に示す指標に基づき、次のとおり改定を行う。

① 調達管理業務のうち電力費について

ア 電力費のうち、基本料金、電力量料金単価、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を対象とする。

イ サービス対価の改定は、令和10年4月以降のサービス対価について行うものとし、その後も年1回見直しを行うものとする。

ウ 東北電力株式会社の電気供給条件等を基準として、見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は公募開始日から過去1年間の平均値）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。

エ 改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。

【計算式】

改定後の支払額： $Y = (X1 \times \alpha 1) + (X2 \times \alpha 2) \times \text{電力使用量} + (X3 \times \alpha 3) \times \text{電力使用量} + (X4 \times \alpha 4) \times \text{電力使用量}$

Y=改定後のサービス対価

X1=改定対象年度における基本料金の提案額

X2=改定対象年度における電力量料金単価の提案額

X3=改定対象年度における燃料費調整単価の提案額

X4=改定対象年度における再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の提案額

$\alpha 1$ = 改定率（改定時参照の基本料金／前回改定時参照の基本料金）

$\alpha 2$ = 改定率（改定時参照の電気量料金単価／前回改定時参照の電気量料金単価）

$\alpha 3$ = 改定率（改定時参照の燃料費調整額単価／前回改定時参照の燃料費調整額単価）

$\alpha 4$ = 改定率（改定時参照の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価／前回改定時参照の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価）

② 調達管理業務のうち薬品費（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素）について

ア 薬品費のうち、次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素を対象とする。

イ サービス対価の改定は、令和10年4月以降のサービス対価について行うものとし、その後も年1回見直しを行うものとする。

ウ 見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は提案単価）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。

エ 改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。

【計算式】

改定後の支払額： $Y = (X \times \alpha) \times$ 当該薬品使用量

Y = 改定後の当該サービス対価

X = 改定対象年度における当該薬品単価の提案額

α = 改定率（改定時参照の当該薬品単価／前回改定時参照の当該薬品単価）

③ それ以外の費用について

ア サービス対価の改定は、令和10年4月以降のサービス対価について行うものとし、その後も年1回見直しを行うものとする。

イ 対象となるサービス対価それぞれについて、見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は公募開始日である令和8年3月31日時点で公表されている直近）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの

累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。

ウ 改定対象年度の前事業年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。

【計算式】

$$\text{改定後の支払額} : Y = X \times \alpha$$

Y = 改定後の各サービス対価

X = 前回改定年度の各サービス対価

α = 改定率 (改定時参照の指数 / 前回改定時参照の指数)

表 サービス対価の改定の指標

種類	対象施設	対象業務	指標による改定の有無	指標
サービス対価B	・ 全施設	業務管理、危機管理対応、安全管理	改定する	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・ 時系列表第1表 賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額
	・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場（公共下水道事業） ・ 農業集落排水処理施設	運転操作監視業務	改定する	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・ 時系列表第1表 賃金指数 ・ 事業所規模5名以上 ・ 調査産業計のうちの現金給与総額
	・ 中継ポンプ場（農業集落排水事業）	保守点検業務	改定する	企業向けサービス価格指数：日本銀行 ・ 企業向けサービス価格指数 ・ 下水道
		調達管理業務（電力費及び薬品費（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素）を除く）	改定する	国内企業物価指数：日本銀行 ・ 国内企業物価指数 ・ 無機化学工業製品

		情報管理業務	改定する	賃金指数:毎月勤労統計調査 厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		産業廃棄物等処分業務	改定しない	該当なし
		緊急時対応業務	改定する	賃金指数:毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		その他の業務	改定する	国内企業物価指数:日本銀行 ・国内企業物価 ・総平均
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業の管路施設 ・ 農業集落排水事業の管路施設 	計画的維持管理業務	改定する	企業向けサービス価格指数:日本銀行 ・企業向けサービス価格指数 ・下水道
		産業廃棄物等処分業務	改定しない	該当なし
		情報管理業務	改定する	賃金指数:毎月勤労統計調査 厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽 	浄化槽法第11条検査	改定する	賃金指数:毎月勤労統計調査 厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
		保守点検業務	改定する	企業向けサービス価格指数:日本銀行 ・企業向けサービス価格指数 ・下水道
	サービス対価C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場(公共下水道事業) 	工事監理業務	改定する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山市浄水センター 		耐震診断業務	改定する	賃金指数:毎月勤労統計調査 厚生労働省

				<ul style="list-style-type: none"> ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
	<ul style="list-style-type: none"> ・上山市浄水センター ・マンホールポンプ場（公共下水道事業） ・公共下水道事業の管路施設 	ストックマネジメント 計画作成業務	改定する	賃金指数:毎月勤労統計調査 厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
サービス 対価D	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の管路施設 ・農業集落排水事業の管路施設 	住民対応等 業務	改定しない	該当なし
サービス 対価E	<ul style="list-style-type: none"> ・上山市浄水センター ・マンホールポンプ場（公共下水道事業） ・公共下水道事業の管路施設 ・農業集落排水処理施設 ・中継ポンプ場（農業集落排水事業） ・農業集落排水事業の管路施設 ・合併処理浄化槽 	修繕業務	改定しない	該当なし
サービス 対価F	<ul style="list-style-type: none"> ・上山市浄水センター 	耐震補強設 計業務	改定しない	該当なし

(2) 流入量の変動に基づく変更

当該事業年度（n年度）において、要求水準書別紙6に規定する想定流入水量と実績値の乖離が±3%の範囲を超えたときは、調達管理業務における電力費及び薬品費について、次式により翌事業年度（n+1年度）の電力費及び薬品費を調整する。

$n+1$ 年度における提案電力使用量（改定後）＝ $n+1$ 年度における提案電力使用量×（ n 年度の実績流入水量／ n 年度の想定流入水量）

$n+1$ 年度における提案当該薬品使用量（改定後）＝ $n+1$ 年度における提案当該薬品使用量 ×（ n 年度の実績流入水量／ n 年度の想定流入水量）

別紙 7-2 サービス対価 A の算出方法

サービス対価 A の設定及び変更契約金額の算出にあたっては、当市と民間事業者との間で以下の合意方法に基づくものとする。

1. 対象とする業務

対象とする業務は、以下とする。

ア 改築設計業務

イ 改築工事業務

2. 算出方法及び支払方法決定の手順等

(1) 提案金額の算定・合意、改築実施基本協定及び年度実施協定の締結

ア 民間事業者は、第 36 条第 1 項に基づき、各ストックマネジメント修繕・改築計画の作成後、改築実施基本協定の締結までに、当該ストックマネジメント修繕・改築計画の対象期間中に実施する改築設計業務・改築工事業務のサービス対価 A の提案金額を算定し、当市に提出して当市の承諾を得るものとする。

イ 民間事業者は、改築実施基本協定の締結までに、前項により当市が承諾したサービス対価 A の提案金額に基づき、対象業務の提案金額及び提案請負代金比率に関する合意書を作成し、当市との間で締結するものとする。なお、当該合意書において、当市と民間事業者は、改築設計業務に係るサービス対価 A の変更及び詳細設計の結果や工事内容の変更に伴う設計変更による改築工事業務に係るサービス対価 A の変更については、変更後の内容に基づき行う要求水準書別紙 13 による積算金額に当該提案請負代金比率を乗じて設定することを合意するものとする。

なお、「提案請負代金比率」は、下式により算出される率とする。

$$\text{提案請負代金比率} = \text{提案金額 (X)} / \text{予定金額 (Y)}$$

X：民間事業者が提案書類に記載した改築設計業務及び改築工事業務に係る対価の総合計額

Y：当市が募集要項に記載した改築設計業務及び改築工事業務に対する予定金額の総合計額

ウ 当市と民間事業者は、第 36 条第 2 項に基づき、各ストックマネジメント修繕・改築計画及び前項の算定内容にしたがい、改築実施基本協定を締結するものとする。

エ 民間事業者は、第 37 条第 2 項又は第 41 条第 2 項に基づき、各設計業務・各改築工事業務に関し、初めて、次のオの年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）を締結するまでに、要求水準書別紙 13 にしたがって各設計業務及び各改築工事業務の積算を行い、市に提出する。

なお、改築工事業務については、詳細設計の結果を踏まえて積算を行うものとする。

オ 本市と民間事業者は、第 37 条第 3 項又は第 41 条第 3 項に基づき、前エの積算結果を踏まえて当該事業年度に実施する設計業務及び改築工事業務の対象、完了・完成期限及びこれに対するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務及び改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて本市が定める日までに、年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）を締結するものとする。なお、設計業務に対するサービス対価のうち特別調査に係る費用は、実績に応じて支払う旨を年度実施協定（設計業務）に定めるものとする。

(2) 事業期間中に追加で実施する改築設計業務及び改築工事業務に係る対価の変更

ア 本契約に基づき、当初の改築実施基本協定締結時には予定されていない改築設計業務及び改築工事業務を追加する場合、民間事業者は、当該改築設計業務及び改築工事業務について、要求水準書別紙 13 に示す方法により積算を行い本市に提出し、本市と追加実施の可否及び予定金額等について協議するものとする。

イ 協議の結果、合意に至った場合、本市及び民間事業者は、年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）の変更を行う。

(3) 工事内容その他の変更に伴う契約金額の変更

ア 本契約に基づき (1) の実施基本協定又は年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）の締結後に工事内容に変更その他の必要が生じた場合、民間事業者は、当該改築設計業務及び当該改築工事業務について、要求水準書別紙 13 に示す方法により積算を行い本市に提出し、本市と変更の可否及び変更金額等について協議するものとする。

イ 協議の結果、合意に至った場合、本市及び民間事業者は、年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）の変更を行う。

3. 年度実施協定における対価の算出方法

上記 2. において年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）を締結又は変更し、実施基本協定に定める金額からサービス対価 A 対価を変更する場合、変更後の内容に基づき行う要求水準書別紙 13 に基づく積算金額に、上記 2. (1) イのとおり算出される「提案請負代金比率」を乗じて設定するものとする。

4. 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価 A の変更

(1) 本市又は民間事業者は、各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期間中で、各改築設計業務及び各改築工事業務について実施した要求水準書別紙 13 による積算において基準として用いた単価の基準日から 12 か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価 A（当該各改築設計業務又は当該各改築工事業務

- 務に係るサービス対価Aに限る。以下、本項において同じ。)の金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価Aの金額の変更を請求することができる。
- (2) 当市又は民間事業者は、前号の規定による請求があったときは、変動前残代金額(サービス対価Aの金額から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価Aの金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残代金額の1,000分の15を超える額につき、サービス対価Aの金額の変更に応じなければならない。
- (3) 変動前残代金額及び変動後残代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき当市及び民間事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、当市が定め、民間事業者に通知する。
- (4) 第1号の規定による請求は、本項の規定によりサービス対価Aの金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「各改築設計業務及び各改築工事業務について実施した要求水準書別紙13による積算において基準として用いた単価の基準日」とあるのは「直前の本項に基づくサービス対価Aの金額変更の基準とした日」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。
- (5) 特別な要因により各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期間中に、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aの金額が不相当となったときは、当市又は民間事業者は、前各号の規定によるほか、サービス対価Aの金額の変更を請求することができる。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期間中に、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aの金額が著しく不相当となったときは、当市又は民間事業者は、前各号の規定にかかわらず、サービス対価Aの金額の変更を請求することができる。
- (7) 前2号の場合において、サービス対価Aの金額の変更額については、当市及び民間事業者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、当市が定め、民間事業者に通知する。
- (8) 第3号及び前号の協議開始の日については、当市が民間事業者の意見を聴いて定め、民間事業者に通知しなければならない。ただし、当市が第1号、第5号若しくは第6号の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、民間事業者は、協議開始の日を定め、当市に通知することができる。

別紙 7-3 支払表

【提案書類に基づき記載する。】

別紙8 法令変更による損害等の負担割合

1. 本事業に直接関係する法令等の新設又は変更の場合
当市が 100%負担
2. 消費税の税率の変更の場合
当市が 100%負担
3. 法人事業税及び法人住民税等の収益関係税の新設又は変更の場合
民間事業者が 100%負担
4. 上記以外の法令等又は税制の変更若しくは新設の場合
民間事業者が 100%負担

別紙 9 不可抗力による損害等の負担割合

1 事業期間

事業期間中に不可抗力が生じ、本業務（改築設計業務及び改築工事業務を除く。）に関して民間事業者に損害が発生した場合、合理的な範囲における損害に関しては、事業年度毎に累計し、当該不可抗力が生じた日が属する事業年度のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Fの支払予定額合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本号において「事業期間中の不可抗力負担基準額」という。）の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については、当市が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち事業期間中の不可抗力負担基準額の100分の1を超える部分は当市の負担部分から控除する。

2 改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中

一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に不可抗力が生じ、当該改築設計業務又は改築工事業務に関して民間事業者に損害が発生した場合、合理的な範囲における損害に関しては、各期間に対応する改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。以下本号において「設計工事期間中の不可抗力負担基準額」という。）の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については当市が負担する。なお、各期間が複数重なるときに不可抗力が生じた場合には、各該当期間に係る設計工事期間中の不可抗力負担基準額の合計額の100分の1に至る金額までは民間事業者が負担し、これを超える金額については当市が負担する。

ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち、設計工事期間中の不可抗力負担基準額（各期間が複数重なるときに不可抗力が生じた場合には、各該当期間に係る合計額）の100分の1を超える部分を当市の負担部分から控除する。

別紙 10 特許権等

【提案書類に基づき記載する】